

行政書士かながわ

2020.1/2 JANUARY・FEBRUARY VOL.260

令和元年度 日行連関東地方協議会連絡会

令和元年12月5日(木)・6日(金) 箱根「湯本富士屋ホテル」



みんな、
今年も
がんばろうにゃ～!



twitter Follow me @KanagawaKouhou

Facebook 神奈川県行政書士会





行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



Publisher's Voice

行政書士かながわ 発行人 田後隆二



昨年12月、スペインのマドリードで開催されたCOP25で、スウェーデンの若き環境活動家、グレタ・トゥーンベリさんは、「最大の脅威は行動しないことではない。本当の脅威は、政治家や最高経営責任者たちが行動を取っていないように見せかけていること」とスピーチしたそうです。

分野も文脈もステージも異なりますが、この言葉は、私の心に深く突き刺さりました。「やった振りをして、やったことにして、実際には何もしていない。やった、やったと言ってアピールするだけ」ということが、世間にどれほど多いことか。

当会においても、大風呂敷を広げ、事業計画に明記しながら、やったことにして終わらせてしまったことが少なからずあったように思います。それが遠い将来にまで悪影響を及ぼしかねず、取り返しがつかなくなるということ。気を付けましょう。

神奈川県行政書士会会長 田後隆二

目次

C o n t e n t s

新年のご挨拶	1
関地協連絡会特集	6
本会だより	8
各部情報掲示板	11
研修会・講演会のご案内	26
支部だより	28
政連だより	47
かなさぼ便り	51
会員のひろば	53
新入会員紹介	58
事務局だより	61

感動を、ふたたび。世界へ、神奈川で。

オリンピックイヤーがスタートしました。先の東京オリンピックの時、私は小学4年生でした。当時、発売されたばかりのカラーテレビが学校の理科実験室に置かれていて、授業中にみんなでボクシングの試合を見ました。カラーテレビというものはこんなに美しいものかと衝撃を受けたことを今も鮮明に覚えています。

あれから56年。携帯電話でテレビが見られるのは当たり前、わざわざ店に行かなくても片手で携帯電話をいじるだけで商品は買えてしまう。ドローンが空を飛んで物は運ぶわ、簡単に空撮をこなすわ。ロボットは大活躍し、ALS（筋萎縮性側索硬化症）の患者さんが、分身ロボットを活用して、県のアドバイザーを委嘱されるまでに・・・。

あの当時、鉄腕アトムが見せてくれた未来の社会、いや、それを上回る社会が今や現実のものとなっています。当時、100歳以上の人は全国で100人を超える程度だったのが、今や7万人を超えるほどに、人の寿命も延びました。ガンとともに生きていくことも珍しい話ではなくなりました。

そんなに進歩した時代にあって、私たちは当時の日本人よりも幸せになっていると言えるのでしょうか？ 刑法犯認知件数も交通死亡事故件数も火災件数も大幅に減りました。しかし、虐待、家庭内暴力、いじめ、あおり運転、特殊サギなど、心が寒くなるようなニュースは一向に減る気配がありません。大地震、台風、大雨など自然災害はかつてより、パワーアップして我々を襲ってくるようになりました。

将来への不安感はむしろ当時より増えているのではないのでしょうか。人と人との関係性が希薄になり、コミュニティのチカラが落ちたと感じる人も増えています。

そんな中で迎える東京2020オリンピッ



神奈川県知事 黒岩 祐治

ク・パラリンピック。開催自治体として昨年のラグビーワールドカップ2019™の流れを生かし、みんなで心をひとつにして、世界中に日本の良さ、日本人の素晴らしさをアピールしたいですね。そして、私たちが忘れかけていた私たち自身のパワーを再発見し、活力あふれる明るい日本、神奈川を取り戻したい！新年にあたって強くそう思う次第です。

令和2年の年頭にあたって

皆様が健やかに新年を迎えられたことを、心よりお喜び申し上げます。

オリンピック・パラリンピックイヤーが幕をあげ、横浜では、オリンピックの野球・ソフトボール、サッカーの試合が開催されます。英国の事前キャンプ地や8か国のホストタウンとしての交流事業、「ヨコハマトリエンナーレ2020」や多彩な文化芸術のプログラムなどを開催し、魅力あふれる都市・横浜を発信してまいります。

ポスト2020に向けて、みなとみらい21地区ではパシフィコ横浜ノースやホテル、音楽ホールが次々にオープンし、賑わいと活力はさらに高まります。大型連休には日本初のクルーズ客船6隻同時着岸が実現、ナイトタイムエコノミーによる賑わいも創出していきます。3月に横浜環状北西線が開通し、交通ネットワークが充実します。2027年旧上瀬谷通信施設への国際園芸博覧会招致も見据えたまちづくりを進めてまいります。

中小企業支援や商店街振興にも一層力を注ぎます。ベンチャー企業成長支援拠点「YOXO(よくぞ) BOX(ボックス)」から新たなビジネスを創出し、「イノベーション都市・横浜」として飛躍します。6月末には新市庁舎がオープンし、関内・関外地区活性化に向けて、現市庁舎街区の活用等、総合的なまちづくりを進めていきます。

市民の皆様の安全・安心な暮らしをお支えし、横浜が成長・発展し続けていくため、IR(統合型リゾート)の実現に向けた検討を深めてまいります。魅力あふれる質の高い文化芸術を発信し、都市の活力につなげるため、新たな劇場整備に向けた取組を進めます。

昨年、日本列島を襲った台風では、被災された皆様へのご支援に力を注いでまいりました。



横浜市長 林 文子

今後もあらゆる大規模災害を想定し、防災・減災に取り組んでいきます。

子育て支援や教育の充実、地域包括ケアシステムの構築、健康づくり、多文化共生などを進め、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現と、横浜の持続的な成長・発展に向けて力を尽くしてまいります。

二〇二〇年 市長年頭あいさつ

新年、あけましておめでとうございます。

皆様にとりまして、今年一年が平穏かつ明るい話題に満ちた良い年になりますようお願いいたします。

昨年は、全国各地で大規模な風水害が発生し、大きな被害をもたらしました。令和元年台風第十九号では、町内会・自治会、自主防災組織など地域の皆様の御協力をいただき、事前準備や対応にあたりましたが、川崎市でも浸水被害などの甚大な被害が発生しました。

今後も引き続き、被災された方々への支援や施設の復旧に全力で取り組むとともに、防災対策や自助・共助の取組を進めるなど、地域防災力の強化に向けて力を入れてまいります。

現在、川崎市では、高齢者だけではなく全ての市民の皆様を対象として、「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を目指す地域包括ケアシステムの取組を、この十年で最も重要な課題として進めています。

また、地域包括ケアシステムを支えるコミュニティの形成では、地域の課題を解決するために、重要な主体である町内会・自治会の活動を引き続き支援していくとともに、誰もが気軽に集える出会いの場である「まちのひろば」の創出等、「市民創発」によるまちづくりに向けて取り組むなど、「安心のふるさとづくり」を進めてまいります。

今年は、7月から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。川崎市でも、聖火リレーや、市内で事前キャンプを行う英国との交流事業などを通じて、皆様とともに大会を盛り上げてまいります。また、大会を契機とした、「かわさきパラムーブメント」のレガシーを未来へ遺していく取組や、外国人旅行者の増加を市内のインバウンド消費に



川崎市長 福田紀彦

つなげていく取組など、「力強い産業都市づくり」を進めてまいります。

川崎市では、引き続き、市民や地域で活動する団体の皆様等との連携による、安心して暮らせるまちづくりの取組を推進するとともに、市民自治活動の中心となる総合自治会館の移転整備や、総合リハビリテーションセンターの整備、そして鷺沼駅周辺再編整備に伴う宮前区役所・市民館・図書館の移転や、横浜市営地下鉄3号線の新百合ヶ丘駅への延伸に向けた取組などに取り組んでまいります。

令和という新しい時代となり初めての新年を迎える今年、「SDGs未来都市」として市民・企業・団体等の方々と連携・協働しながら、「成長」と「成熟」の調和する「最幸のまちかわさき」をめざし、皆様とともに取り組んでまいりますので、引き続き、御協力をお願いいたします。

新年のご挨拶

神奈川県行政書士会の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

日頃から市政運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市民生活を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、相続等における市民の権利・利益の擁護や、円滑な行政手続など、行政書士の皆様の役割はますます重要性を増しております。こうした中、会員の皆様には、地域での街頭無料相談会や、区役所における行政書士相談の実施など、市民と行政機関とを繋ぐ架け橋としてご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。

また、昨年10月の台風第19号による記録的な豪雨は、本市に甚大な被害をもたらし、市民生活に重大な影響を及ぼしました。貴会には、緑区災害相談室や災害専門相談会における行政書士の派遣をしていただいたことに、心から感謝申し上げます。

昨年4月の市長就任以来、「市民に開かれた市政」「持続可能なまちづくり」「市民が誇れるまちづくり」を基本的な考え方として、市政運営を進めてまいりました。

指定都市移行10周年を迎える本年につきましても、引き続きそうした考え方に立ち、本市が目指す将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、「まちかど市長室」などを通じた市民の皆様との対話、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの推進、シビックプライドの醸成、性的少数者のためのパートナーシップ宣誓制度の導入などによる人権尊重の取組などを進めてまいります。

また、本年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。市民



相模原市長 本村賢太郎

の皆様、市内がコースとなる自転車ロードレース競技の魅力にぜひ触れていただくとともに、大きな感動・夢・希望が未来へのレガシーとなるよう、様々な取組を進めてまいります。

本年も、市民の皆様との対話を何よりも大切にしながら、多くの笑顔と希望を市民の皆様届けられますよう、全力で市政運営にまい進してまいりますので、市政に対する皆様の変わらぬご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、新年にあたりまして、貴会のさらなる飛躍と、会員の皆様のますますのご健勝、ご活躍を祈念申し上げます、ごあいさついたします。

研修システムのグレードアップを神奈川会から

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員各位におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃より、本会の事業運営にご理解・ご協力を賜り、また行政書士制度の発展にご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

昨年は、令和という新しい時代の幕が開け、令和最初の〇〇と称し、何事にも新鮮な気持ちで取り組む機運が高まった一方、県内各地で近年経験のない台風被害が発生し、多数の方が犠牲になり、被災されましたこと、心よりお悔やみ、お見舞い申し上げます。

さて、連合会において予てより懸案事項であった行政書士法改正は、行政書士法の一部を改正する法律（令和元年法律第61号）が成立し、昨年12月4日に公布されました。これは、法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記、社員が一人の行政書士法人の設立等の許容、行政書士会による注意勧告に関する規定の新設等を内容とするもので、令和3年6月4日から施行されます。我々が要望していた「国民の権利擁護」という文言は「国民の権利利益の実現」に置き換えられましたが、同旨と考えて良いと思います。今後は、「国民の権利利益の実現に資する」にふさわしい、具体的な業務範囲を行政書士法施行規則（総務省令）に明記するよう、働きかけていくことも必要です。

当会においては、昨年5月の会長選挙の結果、執行体制が大きく変わりました。半年余りの経験を積んで、そろそろ新しいことにも目が向くようになってきました。私自身、通算4期7年目の会長となりますが、今まで実現できていなかったことが山ほどあり、新たに組みたいことはそれ以上にあります。すべてを実現



神奈川県行政書士会
会長 田後隆二

することは難しく、優先順位をつけるしかありませんが、何を基準とすべきでしょうか。

そのヒントを上記改正法の趣旨に見出すことができます。国会では「今日、行政書士の業務が多様化する中であって、一層国民のニーズを的確に把握し、国民の権利利益の実現に資することが求められております。このため、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対する、より質の高いサービスの提供を実現する見地から、本起草案を得た」との提案説明がありました。

より質の高いサービスの提供を実現するため、研修システムのグレードアップ（カリキュラムの整備、テキストの編纂、ビデオライブラリーの充実、受講状況の公表など）から始めることにします。連合会でも他単位会でも成していないことを実現させてみせます。

今年は子年。行政書士制度の繁栄を目指し、せっせと働きましょう。本年もどうぞよろしく願いいたします。

日行連と関東地方協議会との連絡会開催報告

総務部長 糸 智仁

令和元年12月5日（木）と6日（金）の両日、令和元年度の日行連と関東地方協議会（関地協）との連絡会が、箱根湯本の湯本富士屋ホテルで開催されました。

関地協は、日行連傘下の東京・千葉・茨城・栃木・埼玉・群馬・長野・山梨・静岡・新潟及び神奈川の1都10県の行政書士会から成る協議会で、毎年1回、日行連との間で情報交換等により、行政書士制度の更なる充実に向けた意思疎通を一層深めるための連絡会を開催しております。

本年度は、当神奈川県行政書士会が関地協会長会として実施し、当会からは会長・副会長・総務部長のほか関係部長等が出席し、また、日行連からは常住豊会長と光宗五十六副会長が両日も出席されました。

初日の5日は、湯本富士屋ホテルのグランドコンベンションホール「箱根東」において開会式。開会式の中では、北朝鮮による拉致被害者である曾我ひとみさんのビデオメッセージが流され、新潟会の相羽利子会長からの要請に基づき、出席者に署名をお願いいたしました。

引き続き、『権利擁護活動と行政書士』と題して、権利擁護委員会を立ち上げた東京都行政書士会の先進事例を東京会会長でもある常住会長からご講演いただきました。講演では、権利擁護委員会の目的と共に、法務省人権擁護局の冊子「人権の擁護」を基に、高齢者・障害のある人・外国人及びLGBTの方の支援などで行政書士の活躍する場面がある、というお話をいただきました。

その後、会長会及び5つの分科会に分かれて、活発な討議が行われました。

会長会・分科会終了後に開かれた懇親会では、開催地箱根の山口昇士町長の歓迎挨拶で始まり、参加者の皆様が和やかに懇親を深めました。懇親会では、箱根芸妓組合の芸妓踊りと小田原北條太鼓がアトラクションとして披露されました。また、2次会ではカラオケで盛り上がっておられました。



翌6日は、朝9時から各分科会報告会が行われ、前日の会長会及び分科会における討議の結果報告がありました。

続いて、前日が県議会本会議と重なりご出席いただけなかった中島正信副知事から歓迎の挨拶をいただいた後、日行連との連絡会全体会として、常住日行連会長からの施政方針・事業計画の説明、単位会からの要望事項説明と日行連からの回答・意見交換等が行われました。特に、常住会長からは熱気溢れる説明をいただき、活発な意見交換が行われました。

最後に来年度当番会の千葉県行政書士会中村利雄会長より閉会宣言をいただき、2日間にわたる会議を終了いたしました。

昼食後、希望者により神奈川県立博物館（生命の星・地球博物館）及び鈴廣かまぼこの里の視察旅行を実施し、小田原駅において解散の運びとなり、2日間にわたった関東地方協議会連絡会を無事終了いたしました。

会長をはじめ、運営にかかわった多くの関係者の皆様、お疲れさまでした。



後列左から、関口・埼玉、横山・栃木、平岡・静岡、相羽・新潟、山本・長野、有賀・山梨
 前列左から、中村・千葉、田後・神奈川、常住日行連会長、光宗・日行連副、國井・茨城、秋山・群馬
 の各会長の皆様。

理事会開催報告

日 時：令和元年10月24日（木）15時30分～17時15分

場 所：本会大会議室

出席者数：27名（理事会構成員定数30名）

出席者

会 長：田後隆二

副会長：石川房治、村上敬隆、平野公平、堀川幸夫、大和めぐみ

理 事：糸智仁、飯田弘樹、荒木克成、小川恵一、向川潔、伊達佳弘、大野佐由理、岡本祐樹、
下川原孝司、竹中義久、笠間由美子、赤澤師明、佐藤慎一、大菊明、蛭川奈美、町田緑、
我妻敦、阪西貴子、坂下美智夫、池上嘉一、笹森浩史

オブザーバー：渡邊秀夫監事、加藤幹夫政治連盟会長、田中誠支部長会代表幹事

事務局：納谷次弘事務局長、坂下明彦事務局次長

欠席者：南勲理事、村上崇文理事、廣瀬聖理事、青木弘子監事

議 決 事 項

- (1) 苦情処理委員会委員の委嘱について

報 告 事 項

- (1) 日行連会長会の報告について
- (2) 会員の状況について
- (3) 行政書士試験について
- (4) 行政書士フェスタへの対応について
- (5) 令和2年新年賀詞交歓会招待者名簿について
- (6) 中間監査及び目間流用について
- (7) 年間スケジュールについて
- (8) 各部・委員会・WG等活動報告について
- (9) 神奈川県士業団体連絡協議会（11／18）の開催について
- (10) 長期相続登記等未了土地の解消作業に係る委託業務の入札について
- (11) 令和元年度事務局職員人事評価の実施について

理事会開催報告

日 時：令和元年11月27日（水）15時30分～17時05分

場 所：本会大会議室

出席者数：28名（理事会構成員定数30名）

出席者

会 長：田後隆二

副会長：石川房治、村上敬隆、平野公平、堀川幸夫、大和めぐみ

理 事：糸智仁、南勲、飯田弘樹、荒木克成、小川恵一、村上崇文、向川潔、大野佐由理、
伊達佳弘、下川原孝司、竹中義久、笠間由美子、赤澤師明、大菊明、蛭川奈美、町田緑、
廣瀬聖、我妻敦、阪西貴子、坂下美智夫、池上嘉一、笹森浩史

オブザーバー：渡邊秀夫監事、加藤幹夫政治連盟会長、田中誠支部長会代表幹事

事務局：納谷次弘事務局長、坂下明彦事務局次長

欠席者：岡本祐樹理事、佐藤慎一理事、青木弘子監事

議 決 事 項

- (1) 神奈川県行政書士会補助者規則の一部改正（案）について
- (2) 神奈川県行政書士会福利厚生規則の一部改正（案）について

協 議 事 項

- (1) 苦情処理委員の委嘱について

報 告 事 項

- (1) 会員の状況について
- (2) 行政書士試験について
- (3) 支部街頭無料相談会の対応について
- (4) 中間監査について
- (5) 日行連理事会について
- (6) 令和元年台風19号等の災害に係る支援金の募集について
- (7) 災害時における自治体からの要請への対応と経費負担について
- (8) 関地協連絡会について
- (9) 令和2年新年賀詞交歓会について
- (10) 年間スケジュールについて
- (11) 各部・委員会・WG等活動報告について
- (12) 農業会議への賛助会員加入について

～日本赤十字社から銀色有功章が授与されました～

神奈川県行政書士会は、日本赤十字社が行う公益活動に資するため、毎年度、日本赤十字社への寄付を続けてまいりましたが、こうした長年にわたる実績が評価され、このたび、日本赤十字社から銀色有功章（ぎんしょくゆうこうしょう）の盾が授与されました。

銀色有功章は、奉仕活動や寄付、献血等の貢献により授与されるもので、寄付による場合は20万円以上の社資の拠出者・寄付者（一時ないし数時にわたり納付した者）がその対象になるとされています。



タウンニュース中区・西区版に 田後会長の紹介記事掲載

神奈川県内各地域で発行されている「タウンニュース」の「中区・西区版」11月7日号に、田後隆二会長の紹介記事が掲載されました。

タウンニュースは記事広告が中心となっている媒体ですが、今回はタウンニュース社から取材依頼があり「人物風土記」という県内で活躍する人を紹介する、タウンニュース紙独自の記事を掲載するコーナーに掲載されました。

記事中では間近に迫っていた「関東地方協議会連絡会」の紹介や、行政書士のイメージアップに挑む田后会長の活躍が紹介されました。

広報部では行政書士会の活動、行政書士の活躍が広く皆さんに知って頂けるよう、様々な媒体に働きかけております。



様々な媒体で積極的な広報活動を展開中

「行政書士フェスタ」などを開催した「行政書士制度広報月間」は終わりましたが、引き続き広報部では、様々な媒体で行政書士の広報活動を行っております。

現在テレビでは毎月、第1、第3、第4日曜の18時ごろから、テレビ神奈川においてスポットCMを放送しています。

ラジオでは毎週水曜日、午前11時57分ごろにFMヨコハマで流れる交通情報の提供を行っており、交通情報に合わせてCMが放送されています。

またこの秋、JRに乗り入れ渋谷・新宿まで直通となり話題の相鉄線の車内では、車内のドア上にある「トレインビジョン」で1月1日～31日まで映像広告が流れております。

『令和元年度新入会員実務研修会』

1 日 時 令和元年11月21日(木)
22日(金)

2 会 場 大会議室

＜第1日目＞

*第1時限「開業ガイダンス」

(前半) 行政書士会の組織案内等 (10時00分～10時45分)

講師：飯田弘樹 法規監察部長

(後半) 依頼者から寄せられる苦情 (10時55分～11時45分)

講師：南勲 苦情処理委員長

*第2時限

「法律文書の書き方・読み方」

(13時00分～14時45分)

講師：小滝芳之 会員

*第3時限

「事務所経営論」

(15時00分～16時45分)

講師：森重竜一 会員

＜第2日目＞

*第1時限

「国際業務の護身術」

(10時00分～11時45分)

講師：下川原孝司 国際部長

*第2時限

「刑事の仕事術」

(13時00分～14時45分)

講師：坂口清晴 会員

*第3時限

「行政書士業務の紹介」

(15時00分～16時45分)

講師：佐藤慎一 研修副部長

令和元年度新入会員実務研修会を11月21日、22日に実施しました。

第1時限目の前半の講義は、「開業ガイダンス(行政書士会の組織案内等)」で、法規監察部長の飯田弘樹先生に講義をしていただきました。行政書士法、神奈川県行政書士会会則及び神奈川県行政書士会会則施行規則について行政書士会の組織案内図の資料を参照しながら、法規相互の関連性を大変分かり易く講義をして頂きました。



第1時限目の後半の講義は、「開業ガイダンス(依頼者から寄せられる苦情)」で、苦情処理委員長の南勲先生に講義をしていただきました。

南先生の講義は、行政書士法及び神奈川県行政書士会会則等に基づきどのような場合に苦情案件になってしまうのかをかなり具体的に講義を頂き、我々が業務を進めていく上でのポイントについてまで詳細にアドバイスをいただきました。我々の業務が如何に法規に基づいて進め

ていかなければならないかということを変更して認識しました。



1時間程度の昼休み終了後には、第2時限目として「法律文書の書き方・読み方」と題して、行政書士と弁護士を兼業されております南・港南支部の小滝芳之先生に講義をして頂きました。

法律の専門家として作成する書類の書き方を分かり易い資料を用いて講義をして頂きました。また、弁護士という視点から我々行政書士が仕事をする上での業際トラブルにならないように気を付けるべき注意点について、具体的な事例を題材に、書類作成に留まらず、依頼者への対応の手順等も講義をして頂きました。



続いて、第3時限目は横須賀・三浦支部の森重竜一先生に「事務所経営論」の講義をしていただきました。

森重先生ご自身が、行政書士事務所の補助者時代を経て、その後の開業から現在に至るまでの過程を振り返り、ご自身の失敗談等をもとに、いかに依頼者から信用を得ていくかについて詳細に講義頂きました。

また、行政書士事務所を運営する中でも信用を失わないためにはどうすべきかを具体的な事例を交えつつ講義頂きました。



2日目の講義は、下川原孝司国際部長の「国際業務の護身術」から始まりました。

入管業務を始めるにあたり、どのように営業しクライアントを獲得したかについてお話していただいた後、実際にあった事例をいくつかご紹介くださりながら、入管業務を行うにあたりどのようなことに注意をしていけばいいかを詳しくお話していただきました。



昼休みを挟んだ後、第2時限目として、坂口清晴先生に「刑事の仕事術」の講義をしていただきました。

38年間警察に勤めていた先生に反社会的勢力の怖さを改めて教えていただきました。どのように近づいてくるのか、どう対処したらいいのかとても詳しくお話していただきました。また、行政書士の同期や、他士業を含め相談できる仲間がいかに大事か改めて気づかされる講義でした。



そして、2日間にわたる新入会員実務研修会の締めくくりとして、佐藤慎一研修副部長に「行政書士業務の紹介」をご講義いただきました。

行政書士にはどのような業務があるのか、建

設業・経営事項審査・産業廃棄物収集運搬業・宅地建物取引業・農地転用・法人設立・風俗営業・古物営業・医療法人・車庫証明・運送業・外国人の在留資格などの各業務について、それぞれ詳しく説明して下さり、業務の特徴が詳しく分かりました。また、それぞれの業務の報酬の目安もお話しく下さり、今後、新入会員の方が、どのような行政書士の業務に取り組んでいくかを考える際にとっても参考になるお話でした。



最後に閉会のあいさつを堀川幸夫研修部担当副会長にいただいた後、本研修会参加者等での記念撮影を行い終了いたしました。



研修会終了後の懇親会においては、新入会員の方ひとりひとりに、自己紹介をしていただくなどして、講師の先生方だけでなく、同期とのつながりも深めていただきました。

(研修部 蒲谷渉 伊藤友貴)

令和元年度第1回相談員研修会および連絡会（開催報告）

- 1 日時 令和元年12月4日（水）15：00～17：03
- 2 場所 本会大会議室
- 3 ▼研修会（15：00～16：50）
 - 内容 「相談業務におけるアンガーマネジメント」
～怒りの感情をコントロールする～
 - 講師 一般社団法人日本アンガーマネジメント協会認定講師
合同会社エムジョイワークス 代表 鍋島正子氏
 - 対象 県民センター相談員および支部相談員
 - 出席者 63名（県民センター相談員40名・支部相談員23名）
- ▼相談員連絡会（16：55～17：03）
 - 対象 県民センター相談員
 - 出席者 40名

県民センターと各支部の相談員の方々を対象とした、今年度第1回目の研修会は、「相談業務におけるアンガーマネジメント」～怒りの感情をコントロールする～をテーマに開催致しました。

講師は、一般社団法人日本アンガーマネジメント協会認定講師、合同会社エムジョイワークス代表の鍋島正子先生をお招きしました。

前半では、自分の怒りのコントロールの仕方について学びました。アンガーマネジメントとは、怒りを後悔しないことであり、怒る必要のあることは上手に怒れるように、怒る必要のないことは怒らないようにすることです。怒りは人間にとって自然な感情の1つであり、いつでも怒らないようにするのではなく、怒るべきときはきちんと怒るといってお話には意外に思った方も多かったようで、驚きの声があがっていたのが印象的でした。

アンガーマネジメントには、①衝動のコントロール、②思考のコントロール、③行動のコントロール、の3つの記号があります。

①の衝動のコントロールは、怒りの衝動は最初の6秒間に起こるため、この時間をやり過ぎれば怒りを抑えられるというものです。この6秒を過ごす自分なりのやり方を見付けることが大切で、落ち着く言葉（コーピングマントラ）を唱えることが有効とのこと。鍋島先生の場合はペットの名前を唱えるそうですが、この方法はすぐに自分でも実践できそうに感じられました。

②の思考のコントロールについては、怒りは第二次感情であり、自分の怒りの原因となる第一次感情は何かを理解し、いきなり第二次感情である怒りを相手にぶつけるのではなく、原因である第一次感情を伝えて怒るのが上手な怒り方であることや、自分について許せない限界を前もって周りに伝えておくことなども参考になりました。

③の行動のコントロールについては、まず、自分を怒らせるものについて、①変えられるコントロール可能で重要な事柄、②変えられるコントロール可能で重要でない事柄、③変えられないコントロール不可能で重要な事柄、④変えられないコントロール不可能で重要でない事柄の4つに分類しま

す。①については、変えるためにはどうしたらよいかを考えすぐに行動する、②については余力のあるときに動く、③については、少しでも自分のざわつく気持ちを解消できる現実的で具体的な方法を考えて行動する、例えば、悪天候で電車が遅延している場合に、遅刻すると事務所に連絡を入れる、④については、放置する努力をする、と分類別に怒る際の行動対応を変えるというお話も興味深く伺いました。

後半では、相手の怒りのコントロールの仕方、クレーム対応について学びました。

クレームの基本ステップは、①丁寧に詫げる、②最後まで話を聴く、③理解を示す（事実確認）、④共感を示す（第一次感情）、⑤こちらに非がある場合は丁寧に詫げる／相手に非がある場合は状況を説明する、⑥感謝の言葉で締めくくる、の6ステップからなります。特に、③の理解を示す（自実確認）と、④の共感を示す（第一次感情）は、片方だけでは怒りが大きくなる危険があり、例えば、③「靴のかかとが取れてしまったのですね。」、④「それは大変でしたね。」と、セットで行うことで怒りを小さくすることができる、というのは大変参考になりました。

最後に、傾聴について、良い対応の例と悪い対応の例を隣の席の出席者と組んでやってみるというグループワークを行いました。両者の差をはっきりと感じられ、大いに盛り上がりました。

研修会終了後には、県民相談センター相談員を対象に相談員連絡会を開催致しました。

相談部からは、県民センター相談員苦情案件等に対する処分のガイドラインと、新しい相談記録表及び相談メモの各支部での利用についての説明等を行いました。

(相談部 平川綾)



《神奈川県建設業許可相談コーナー相談員募集》

標記相談コーナーは、平成16年度（2004年）に開設されて以来着実に成果を上げ、建設業許可申請の手引きにも行政書士による相談コーナーに関し記載されており、平成19年4月には神奈川県知事より「感謝状」を頂いています。

この事業は、本会として県民サービス向上と行政の効率的執行に寄与する目的で行われており、この事業を成功させるには、行政書士の社会的使命を自覚し、かつ建設業許可申請業務に精通した相談員が必要です。つきましては、下記要領により相談員を募集しますので、希望される方は下記要領に従ってお申し込みください。

（なお、現在建設業相談員をされている方は別途案内をするため、応募の必要は有りません）

神奈川県建設業許可相談コーナー相談員募集要領

1 業務内容

建設業の許可申請手続きに関する相談業務（大臣許可、経営事項審査申請手続きを除く）
※神奈川県発行の「建設業許可申請の手引き」に記載されている範囲に限る

2 相談員業務期間

2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間

3 相談日

次の日を除く毎日

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める日
- (2) 2020年12月29日から2021年3月3日まで
- (3) その他、神奈川県の指定する日

4 相談時間

午前の部 午前9時30分から午後0時30分まで（3時間）

午後の部 午後0時30分から午後3時30分まで（3時間）

5 相談実施場所

建設業課横浜駐在事務所内相談ブース（かながわ県民センター4階）

6 相談担当回数

- (1) 午前・午後各1名配置で、相談員60名体制の場合、年間8回程度が見込まれます。
- (2) 応募者が少ない場合、年間相談回数が増える場合もあります。

7 応募の資格・条件

- (1) 応募申込書提出日において、会員歴3年以上の会員
- (2) 最近2年間に、建設業許可申請業務のうち新規、般・特新規、業種追加、更新等の申請書の作成及び申請の代理、代行をした経験が有る会員
- (3) 上記1及び2と同等以上の能力を有すると審査により判定された会員
- (4) 会員処分を現に受けている又は、会費を滞納していない会員
- (5) 行政書士賠償責任補償制度に加入している会員（未加入の場合は配置までに加入すること）

- (6) 相談員連絡会議及び指定された相談日に必ず出席できる会員（相談日の事前交代は可）
 (7) 選考のための面接に必ず出席できる会員（面接日は1次選考後に調整する）

8 募集人員

10名

9 誓約書の提出と委嘱状の交付

相談員に推薦された会員は、会長あてに誓約書を提出して頂いたのち、相談員には神奈川県知事より委嘱状が交付されます。

10 旅費の支給

相談員には、神奈川県行政書士会会則施行規則及び同旅費規定に基づき、日当・旅費を支給いたします。

11 応募方法

本会事務局あてにメールにてお申し込みください。

12 応募期限

2020年2月14日（金）

13 選考

応募された方には、2020年2月28日（金）迄に1次選考の結果をメールにて通知するとともに、面接等の詳細のご案内をさせていただきます。

神奈川県建設業許可相談コーナー相談員募集申込書

2020年 月 日

※各項目は記載必須項目です。

ふりがな 氏名			
登録番号 (8桁)		会員番号 (4桁)	
事務所所在地			
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			
携帯電話番号			
賠償責任補償制度	<input type="checkbox"/> 加入済 証券番号：		<input type="checkbox"/> 未加入

送付先：gyosei@kana-gyosei.or.jp（本会事務局メールアドレス）

2020年2月14日（金）16時必着

《経営事項審査審査員募集》

平成23年度から県の委託を受けて始めました経営事項審査の審査事業ですが、会員の皆様のご協力、及び審査員の皆様のご尽力を賜りました結果、県から高い評価を頂き、初年度以来継続して本会で当事業を受託しております。

本会としては受託するにあたり、行政の効率的執行に寄与することに加え、県民へ行政書士という存在をアピールし、成果を会員に還元する場となることを目的としております。この事業を継続的に成功させるには、行政書士の社会的使命を自覚し、かつ建設業許可申請及び経営事項審査業務に精通した審査員が必要です。つきましては、下記要領により審査員を募集しますので、希望される方は下記要領に従ってお申し込みください。

(なお、現在審査員をされている方は別途案内をするため、応募の必要は有りません)

経営事項審査審査員募集要領

- 1 業務内容
経営事項審査の審査業務
- 2 審査業務実施期間
2020年4月1日から2021年3月31日
- 3 審査日
県公開の経審審査日日程表の通り
- 4 業務時間
午前9時から午後5時まで ※終了時刻は当日の状況により異なります。
- 5 審査実施場所
建設業課横浜駐在事務所内経審会場（かながわ県民センター4階）
- 6 審査業務担当回数
審査員30名体制の場合、月1～2回程度の見込み ※月によって異なります。
- 7 応募の資格・条件
 - (1) 応募申込書提出期限日において、会員歴5年以上の会員
 - (2) 最近2年間に、経審申請書の作成及び申請の代理、代行をした経験が有る会員
 - (3) 上記1及び2と同等以上の能力を有すると審査により判定された会員
 - (4) 会員処分を現に受けている又は、会費を滞納していない会員
 - (5) 神奈川県内在住者である会員
 - (6) 行政書士賠償責任補償制度に加入している会員（未加入の場合は配置までに加入すること）
 - (7) 審査員研修及び指定された審査日に必ず出席できる会員（審査日の事前交代は可）
 - (8) 選考のための面接に必ず出席できる会員（面接日は1次選考後に調整する）
- 8 募集人員
5名
- 9 日当の支給
15,000円／1日（平成30年度実績）

10 応募方法

本会事務局あてにメールにてお申し込みください。

11 応募期限

2020年2月14日（金）

12 選考

応募された方は、2020年2月28日（金）迄に1次選考の結果をメールにて通知するとともに、面接等の詳細のご案内をさせていただきます。

経営事項審査審査員募集申込書

2020年 月 日

※各項目は記載必須項目です。

ふりがな 氏名			
登録番号 (8桁)		会員番号 (4桁)	
事務所所在地			
電話番号			
FAX番号			
自宅住所			
メールアドレス			
携帯電話番号			
賠償責任補償制度	<input type="checkbox"/> 加入済 証券番号：		<input type="checkbox"/> 未加入

送付先：gyosei@kana-gyosei.or.jp（本会事務局メールアドレス）

2020年2月14日（金）16時必着

令和元年度 民事法務部主催第1回研修会 開催報告

1. 日 時：令和元年10月28日（月曜日）
2. 受付開始：13：30
3. 実施時間：14：00～16：30
4. 場 所：神奈川県行政書士会 大会議室
5. 表 題：「明日から使える！実務家のための民法（相続法）
改正の研修会（全3回）」
第1回 相続法（遺産分割）の基礎知識
6. 講 師：片岡 武 弁護士
7. 参 加 者：71名
8. 司 会：原 達芳 民事法務部部員
9. 閉会の挨拶：大和 めぐみ 副会長
10. 研修内容



上記日程において、令和元年度民事法務部主催の第1回研修会を開催いたしました。本研修は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号、以下改正相続法、一部の規定を除き令和元年7月1日施行）について、改正の概要や趣旨、従来の実務上の取り扱いとの相違点など、実務家として知っておきたい事項・留意点を長年裁判官として活躍されていた片岡武弁護士より解説していただき、会員の方々の理解を深めて頂くことを目的としております。配偶者居住権、遺産分割、遺言、遺留分制度など多岐にわたる改正内容をテーマとし、全3回シリーズで開催することとなりました。第1回の本研修会には、申込受付を開始してまもなく定員を超える参加申込みをいただきました。

研修会の前半では、主に基礎知識の確認として、①（遺産分割に関する）「実務上の留意点」、②「遺言相続」、③「法定相続」について講義していただきました。ポイントがまとめられたレジュメに沿って解説していただいた上で、相続で問題になっている事例も検討するなど、実務の観点から、長年裁判官を務められた講師の実体験を踏まえた興味深い講義をしていただきました。

後半では、④「遺産分割の基礎知識」⑤「改正相続法の制定経緯」⑥「相続法改正の立法趣旨」について解説していただきました。第2回、第3回のためのプレ講義的なものであり、まとめられたレジュメ解説や事例検討で予め整理できた会員も多いのではないのでしょうか。講師の終始ユーモアに溢れた解説により、本日の研修会は盛況なうちに終了となりました。

11. まとめ

今回の研修を通じて、我々行政書士が実務上深く関わる内容であることを改めて認識しました。民事法務部では、今後とも会員皆様の業務に役立つ研修を開催してまいります。民事法務部一同、多数の会員皆様のご参加をお待ちしております。

以上

外国人を対象とした無料相談会開催報告

実施日：令和元年10月3日（木）、令和元年10月17日（木）

時 間：午前10時～午後4時

場 所：法務省東京入国管理局横浜支局内 2階ホール及び通路

本年度も、東京出入国在留管理局横浜支局に於いて、外国人無料相談会を2日間にわたり開催いたしました。本年度は日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語の5か国語対応で、相談件数は1日目20件、2日目31件と昨年を上回る相談がありました。今後も皆様にご協力いただきながら様々な催しを通し、不安を抱える外国の方々にとって頼れる専門家としての“行政書士”をアピールしていきたいと思っております。



令和元年度入管実務研修会開催報告

実施日： 令和元年11月8日（金）午後1時30分～午後4時50分
 会場： 神奈川県民ホール 6階 大会議室
 演題： 倫理研修『入管業務に携わる行政書士の職業倫理』
 第一部『在留資格「特定技能」に関わる審査・運用の状況について』
 第二部『在留資格「永住者」に関わる審査・運用の状況について』

講師： 倫理研修 神奈川県行政書士会
 申請取次行政書士管理委員会 副委員長 池上 嘉一先生
 第一部 法務省 東京出入国在留管理局横浜支局
 就労・永住審査部門 統括審査官 高野 一彦様
 第二部 法務省 東京出入国在留管理局横浜支局
 就労・永住審査部門 統括審査官 井上 修一様

令和元年11月8日（金）、神奈川県民ホール6階大会議室に於いて入管実務研修会を開催いたしました。

本年度は、本編研修に先立ち、倫理研修を行い、本編研修の講師には東京入国管理局横浜支局就労・永住審査部門より統括審査官のお二人をお招きし、在留資格「特定技能」及び「永住者」に関してのご講義をいただきました。

参加者も180名近くとたいへん多く、国際業務への関心の高さが伺えました。

事前に会員から募集した多数の質問に答えていただく場面では、現場の生の声というべき具体的なお話がたくさんあり、会場も熱気に包まれていました。 以上（国際部 山岸）



神奈川県行政書士会 『申請取次行政書士』 管理委員会より 【 期限等厳守 】 のお願い

◆ 『更新申出書』の提出【期限：有効期限の1か月前】

届出済行政書士の皆さまにおいて、申請取次の届出済証明書（ピンクカード）の更新を希望される方は、証明書（ピンクカード）の有効期限の1か月前までに（必着）、本会申請取次行政書士管理委員会（窓口：本会事務局）へ、「申請取次申出書」を必要書類とともにご提出下さいますようお願い致します。

なお、「申請取次申出書」等の様式は、本会HP会員ページ⇒手続き案内⇒18申請取次行政書士関係手続 にPDF版が用意されております。

所持する届出済証明書（ピンクカード）の有効期間が切れた場合、有効期間内であっても上記期限内に更新の準備が行えなかった場合等は、再度、申請取次事務研修会（新規）を受講して頂くこととなりますので、十分ご留意下さい。

なお、各年度の申請取次関係研修会の日程・留意事項は、毎年3月頃に日行連HPに掲載されるほか、「日本行政」各号で案内がなされますので、ご確認下さい。

◆ 『申請取次実績報告書』の提出【期限：1月31日】

申請取次の届出済行政書士の皆さまにおかれましては、毎年1月に、申請取次行政書士管理委員会に対し、前年1月から12月までに皆さまが取り扱った実績を報告して頂くことになっております。

これは、日本行政書士会連合会が規則に依り、届出済行政書士の皆さまの取扱実績の把握及び管理を通じて、申請取次制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的としているもので、実績数の多少にかかわらず（実績ゼロの場合でも）必ずご提出頂くことになっております。

つきましては、別添の『申請取次実績報告書』に、ご記入・職印を押印のうえ、1月31日まで（必着）本会申請取次行政書士管理委員会（窓口：本会事務局）へ ご提出下さいますよう、お願い致します。

なお、別添の「申請取次実績報告書」の様式は、本会HP会員ページ⇒18申請取次行政書士関係手続にもPDF版・EXCEL版（神奈川会申取様式Vr.R010501）を用意しておりますので、ご活用ください。

以上

【 神奈川県行政書士会 申取様式 Vr.R010501 】

行政書士登録番号：第 号

神奈川県会員番号：第 号

所属支部：

提出年月日：令和 年 月 日

令和 年 申請取次実績報告書

行政書士
氏名：

職印

届出済証明書番号(12桁)

申請の種類 申請者の国籍	在留資格 認定証明書	変更	更新	永住	取得	再入国	資格外 活動許可	就労資格 証明書	認印 転記	在留カード 受付関係	特別永住者 証明書 交付関係	合計
計												

注： 毎年1月末日までに、前年（1月～12月）の取扱い件数を項目ごとに記入の上、本会事務局（申請取次行政書士管理委員会宛）に1部提出してください。

研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・講演会名	<p>〈総務部〉研修会申込番号：下記日程欄に記載しております</p> <p style="text-align:center">総務部主催研修会の開催について</p>
内容	<p>「<u>犯罪インフラ撲滅対策について</u>」 「<u>行政書士法及び職務上請求書の取扱いについて</u>」 <small>(※神奈川県行政書士会「職務上請求書の取扱いに関する規則」第3条に定める研修会となります。)</small></p>
日時 (予定)	<p>① 令和2年1月30日(木) 研修会申込番号：総20-01 ② 令和2年2月28日(金) 研修会申込番号：総20-02 ③ 令和2年3月30日(月) 研修会申込番号：総20-03 いずれも、13:30~16:00(受付：13:00) <u>※都合のつく開催日にご参加ください。</u></p>
場所	<p>本会 大会議室(横浜市中区山下町2番地)</p>
講師	<p>神奈川県警察本部 刑事部組織犯罪対策本部 担当官 総務部長 条 智仁</p>
費用	<p>無料</p>
申込期限	<p>準備の都合上、<u>各開催日の1週間前までに</u>、事務局宛にお申込みください。</p>
対象者	<p><u>職務上請求書購入にあたっての義務研修</u>ですので、現に職務上請求書を使用中の会員、今後使用予定の会員で未受講の方はご参加ください。</p>
定員	<p>40名(申し込み先着順)</p>
備考	<p>会員専用HPからのお申し込みにご協力ください。 <u>遅刻をされた場合、未受講となる場合がございますので、ご注意ください</u></p>

切り取らずにお申し込みください

----- 申 込 書 -----

総務部主催研修会 (① ② ③) に出席します。

※いずれかに丸印を付けてください。

令和 年 月 日

研修会申込番号：総 _____ - _____

会員番号(4ケタ)： _____

支部名： _____ 支部

氏 名： _____

研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・講演会名	〈特定行政書士検討ワーキンググループ〉 研修会申込番号：特W19-01 特定行政書士検討ワーキンググループ研修会のご案内
内 容	特定行政書士の意義と価値、活躍の具体的方法について
日 時	令和2年3月12日（木）午後2：00～午後4：00 （受付開始 午後1：30）
会 場	神奈川県行政書士会 大会議室（横浜市中区山下町2）
講 師	特定行政書士・法学修士 徳永 浩 先生 佐賀県行政書士会副会長 福岡県行政書士会特別委員会顧問 日本行政書士会連合会制度調査室室員 日本行政書士会連合会常置委員会委員 日本行政書士会連合会法規監察部部員 最高裁判所任命民事調停委員 総務省委嘱電子政府推進員 中小企業庁小さな企業未来会議 ほか多数
費 用	無料
申込期限	令和2年3月6日（金）午後5時まで
対 象 者	神奈川県行政書士会会員
定 員	約90名
備 考	

切り取らずにお申込みください

----- 申 込 書 -----

令和2年3月12日（木）の特定行政書士検討ワーキンググループ研修会に、
受講の申し込みをします。

令和 年 月 日

申込番号：特W19-01

会員番号（4ケタ）： _____

支部名： _____ 支部

氏 名： _____

神奈川県行政書士会 FAX 045-664-5027

e-mail gyosei@kana-gyosei.or.jp

川崎南支部

【第42回川崎市民祭】

令和元年11月2日～4日、第42回川崎市民祭に於いて、川崎南支部は今年も無料相談会を開催しました。

連日午前中から相談者が途切れない状況でしたが、皆で力を合わせて3日間を乗り切りました。

相談者の中には外国人の方もいて、川崎の国際化を感じました。

遺言・相続を中心に、事業に関することや、入管関連など、たくさんのご相談をいただきました。

今年は新人の先生がメインの相談員で、ベテランの先生が付いてフォローする場面もありました。新人にとって初めての相談員はとても貴重な経験になったと思います。

川崎南支部では互いに協力し合って、支部全体の質を高めています。



新人+ベテランの対応風景

【令和元年 川崎南支部BBQ大会】

11月16日は、恒例・秋のBBQ大会です。

会場は、川崎市内でありながら、自然の残る農場の施設を借りて、新鮮な肉や野菜、魚介類を楽しみました。

当日は小春日和となりBBQにはピッタリのお天気。空気の美味しい場所で、皆で食べるご飯は最高です。



全員集合でお昼からスタート！

プロに仕入れてもらった良質のお肉と、当日の朝に市場で仕入れた新鮮な魚介類をふんだんに用意しましたが、皆の食欲であつという間に無くなってしまうので、厨房は大忙しです。

他には脂ののった旬のサンマや牡蠣、海老、蛤、サザエ・・・メの焼きそば、デザートもあつて大満足。



皆で談笑しながらBBQを楽しんでいます

今年も生ビールサーバーが登場

お天気が良かったせいか、生ビールが大人気で、こちらもあつという間に無くなってしまいました！

最後は恒例、皿嶋支部長特製の大辛坦々スープが登場。少し肌寒くなってきた夕方にピッタリ。大鍋いっぱいスープも皆の胃袋に消えました。

ごちそうさまでした

日ごろのお仕事を忘れて、皆と一緒に秋の一日を楽しみました。 (厚生部 安達郁子)

川崎北支部

令和元年度 第1回支部研修会報告

日 時：令和元年8月25日（日）

午後1時30分～16時30分

場 所：川崎市総合自治会館

テーマ：基礎から学ぶ許認可

講 師：高松 大（川崎北支部）

石田 知行（横浜中央支部）

出席者：36名



令和元年8月25日に開催された川崎北支部の研修会は、開業してまだ業務経験の浅い会員を念頭に、行政書士業務に深く関わっている許認可事務を基礎から学習することを目標に設定しました。

当支部会員である高松 大先生と横浜中央支部の石田 知行先生を講師にお招きして、両先生とも、行政書士業務の中核である許認可業務に精通されておられ、それらの経験に基づいた実践的な講義をして頂きました。

まず、高松先生からは、前半に「許認可申請とは」と題して許認可申請の原則や基本事項についての講義をして頂き、そして後半では「古物商許認可の基礎」と題して、古物商許認可に係る警察とのかかわり方や配慮すべき事項について、自らの経験に基づく具体的事例をも交えながら講演していただきました。ローカル・ルールへの対応方法等に興味深い内容でした。

さらに、石田先生からは、許認可申請業務で行政書士の多くが関与している「建設業許認可

の基礎」についての講演をして頂きました。こちらも日頃の経験から出てくる問題点やその対応など、興味深い内容の講演となりました。特に、県単位での申請書類の違い、要件確認方法の相違について、こちらも経験を踏まえた講義内容となりました。



両先生とも白熱した講義がなされ、関係する法律だけでなく、それに基づく政省令や条例等への正しい理解が必要であることの指摘がなされ、今後の業務に活かしていくこと内容のものとなりました。



研修会終了後、別会場にて懇親会が開催されました。懇親会は、講師をはじめ研修会参加された多くの会員も参加し、講義では聞けなかった疑問等を講師へ質問する光景や会員同士の情報の交換をし、アルコールと料理をいただきながら親睦を深めることができました。

緑支部

区民まつり（緑区・青葉区・都筑区）
街頭無料相談会の実施

令和元年10月20日（日）県立四季の森公園にて、緑区政50周年事業として、緑区民まつりが開催されました。前日の雨で開催が危ぶまれましたが、当日は好天に恵まれました。

また令和元年11月3日（日）青葉区役所にて、青葉区民まつりが開催されました。昨年引き続き野外ブースでの好立地ということで、終日人通りが途切れることなく大盛況でした。同日、横浜市営地下鉄センター南駅前にあるすきっぷ広場にて、都筑区民まつりが開催されました。当日は雨の予報という状況でしたが、多数の方に、ご来場者いただきました。

今回は「①行政書士を知ってもらう②無料相談会について知ってもらう」というテーマの下、積極的な会員の呼びかけが目立ちました。いずれの会場も、お陰様で今回新しく作成したオリジナルデザインのウェットティッシュを始め、パンフレット等の配付物を早々に配りきりました。

また、テント内での無料相談会では、遺言書作成や相続手続きを中心とした案件が多数でした。相談者の多くは、引き続きの相談を希望されているようで毎月開催の区役所相談会を案内することができました。来場者の皆さまからご好評を得られたようで、参加スタッフ一同有意義な催しとなりました。



緑支部第3回研修会及び忘年会の開催

令和元年12月7日（土）青葉台フォーラムにて、行政書士・弁護士の小滝芳之先生を迎え「他士業との係わり方～相続・遺言・離婚業務等～」という表題で研修会が開催されました。講義の中では弁護士としての経験からユーモアを交えた実例エピソードや、アドバイス、Q&A方式での解説により、どうしたら安心した関係性と保てるかをお話し頂きました。行政書士業務を遂行する上で他士業との係わり方は抑えていきたいですが、これについての研修はなかなかない為とても良い機会でした。



その後、同会場にて忘年会が開催されまし

た。乾杯の音頭の後、新人会員の紹介、豪華景品が当たるビンゴゲーム大会等で盛り上がりました。

今回は小滝先生、企画して頂きました研修部と厚生部の皆さまありがとうございました。

(広報部一同)

横浜中央支部

令和元年度 第3回支部研修報告

日 時 令和元年10月21日(月)
14時00分～17時00分
場 所 神奈川県行政書士会 大会議室
テ ー マ 「建てるお墓 壊すお墓」
講 師 株式会社大橋石材店
代表 大橋理宏
参加者数 57名

第3回研修会は、株式会社大橋石材店代表の大橋理宏氏を講師にお招きし、注目されるお墓問題についてご講義いただきました。お墓とは・・・の基本から始まり、お墓の購入方法、あまり知られていないお墓業界のルール、近年のお墓事情から改葬の事例等々。その中で法律家が関わることの重要性や必要性もお話し下さいました。我々行政書士としても、改葬の相談や死後事務委任契約、そして寺院や石材店のパートナーとして活躍できる分野でもあります。参加者の聞き入る姿からも関心の高さが窺える、貴重な三時間となりました。

研修会終了後には講師を交えての懇親会が開催され、約半数の方々にご参加いただきました。懇親会からは横浜市会のいなみ俊之助議員にもご参加いただき、活発な意見交換がなされ、こちらは大変意義のあるものとなりました。(研修委員 西尾理恵)

令和元年度

第4回支部研修及び忘年会の報告

【研修会】

日 時 令和元年12月3日(火)
14時00分～17時00分
場 所 神奈川県行政書士会 大会議室
テ ー マ 「これからの民泊はこう使える！
～空き家対策としての民泊活用等～」
講 師 今 智弘(横浜中央支部幹事)
参加者数 39名

【忘年会】

日 時 令和元年12月3日(火)
18時00分～20時30分
場 所 屋形船すずよし
参加者数 41名



第4回研修会は、神奈川県行政書士会横浜中央支部幹事の今智弘会員を講師に迎え、民泊新法(平成29年6月成立)が施行され、今後も注目される民泊について、ご講義いただきました。民泊新法により、これまでグレーであった民泊が合法化されました。民泊を行う方、利用する方が参照する民泊制度ポータルサイト(mi npaku)の紹介に始まり、民泊登録事業者数のエリアごとの推移や、三事業者の紹介、家主居住型・家主不在型の注意点、税金や設備など、専門家として知っておくべき民泊制度の内容をお話しく下さいました。行政書士として、民泊手続等を業務に取り入れる方も多いと思います。本日の講義により、クライアントへ

の説明もブラッシュアップされるのではないでしょう。

研修会終了後には、横浜中央支部の忘年会が屋形船にて開かれ、支部会員以外に会員のご家族や他支部からもご参加いただきました。みなとみらいの夜景に包まれながら美味しい料理とお酒で今年1年の疲れを癒し、来年への活力となっていただけだと思います。



(研修委員 川村敬一／総務委員 江崎大輔)

南・港南支部

南・港南支部研修会及び忘年会の報告

元号が平成から令和になり、2回目の南・港南支部の研修会を11月30日(土)に横浜市消費生活総合センター会議室において当支部会員の行政書士としても弁護士としても活躍されている小滝芳之先生に講師をお願いして開催しました。



テーマは、「行政書士のための相続法改正の実務」－配偶者居住権の使い方、進め方を中心にと－ということで、参加者は35名でした。

研修内容については、前半では、まず、相続の基本の確認でした。

次に、行政書士の相続実務で聞かれることであり、配偶者居住権の話題はどこで出るのかということでした。

その次に、それまでのまとめとして相続実務・遺産分割チェックポイントが示されました。

後半では、2018年に改正された相続法制の重要ポイントに移りました。

第1に、2020年4月1日に施行される配偶者居住権の使い方と進め方について、第2に、2019年1月13日に施行された自筆証書遺言の方式緩和と2020年7月10日に施行される自筆証書遺言の保管制度創設から成る遺言制度の見直し、第3に、2019年7月1日に施行された遺産分割に関する見直し、第4に同日施行の遺留分制度に関する見直し、第5に、同日施行の相続人以外の者の貢献を考慮するための方策、第6に、同日施行の遺言執行者関係の見直しでした。

その中でも、研修のサブタイトルである配偶者居住権については、具体例を提示しての解説が金額計算や遺産分割協議書の文言例を含めて丁寧に行われ、実務の遂行にたいへん役立つ内容でした。

遺言・相続の分野については需要が大きいとの情報があります。

相談や引合いがあった場合には的確に対応できるようにスキルアップを図らなければならないと決意を新たにしました。

研修が終了した後は近隣に会場を移して忘年会となり、忙しくて研修に参加できなかった会員の方の合流もありました。

肉料理も魚料理もある和食を楽しみながらの談笑は時間を忘れさせるものになりました。

(報告 齋藤利男)

磯子・金沢支部

【1】第45回金沢まつり
いきいきフェスタ 街頭無料相談会

1 概要

日時：令和年10月20日（日）

場所：横浜市金沢区「海の公園」

参加相談員：15名

相談件数：36件

2 実施内容

「金沢まつり」は、区民手づくりのお祭りとして今年で第45回を数える伝統あるお祭りです。われわれ行政書士会磯子・金沢支部も、金沢まつりの「いきいきフェスタ」に街頭無料相談会という形で毎年参加させていただいております。

相談会は野外で行われますが、今年の10月は大きな台風に連続して見舞われました。今年の金沢まつりも台風の合間を縫っての開催となりましたが、36件のご相談を頂きました。相談内容は相続が最も多く、その他は多岐にわたり、お客様の生の声に触れることができました。

相談時間に制限を設けることはしなかったのも、お客様のご相談にしっかりと寄り添うことができ、ご好評をいただきました。



【2】杉田プララ 街頭無料相談会

1 概要

日時：令和元年10月25日（金）

場所：杉田プララ「パティオ広場」

参加相談員：19名

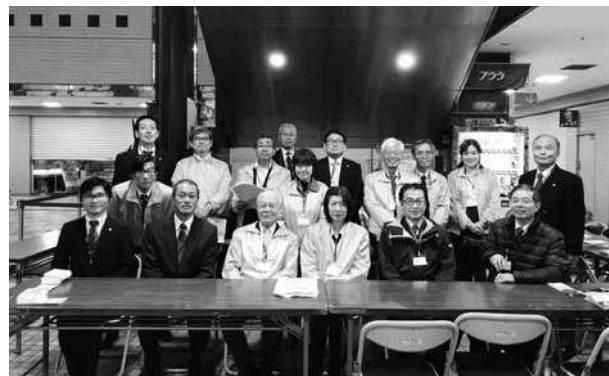
相談件数：20件

2 実施内容

磯子区の街頭無料相談会は、毎年杉田プララの「パティオ広場」をお借りして開催させていただいております。「パティオ広場」は、京急線杉田駅の駅ビルの1階という好立地ということもあり、例年多くのお客様にお越しいただいております。

今年は大雨に見舞われ、相談スペースまで風雨が入り込む状況でした。開催自体が危ぶまれましたが、本相談会を心待ちにされているお客様もいらっしゃるごことから、雨風が凌げる場所を工夫して作ることで対応させていただきました。

その結果、悪条件にもかかわらず20件ものご相談を頂きました。お客様からも感謝のお言葉を多数頂戴し、とてもありがたく思いました。

【3】得トク生活フェスタ
街頭無料相談会

1 概要

日時：令和元年11月2日（土）

場所：磯子区役所1階ロビー

参加相談員：6名

相談件数：18件

2 実施内容

磯子区役所が主催する「得トク生活フェスタ」に、今年も参加させていただきました。

金沢まつりや杉田プララの相談会に比べると時間も短く参加相談員も少人数であるものの、大変盛況で、18件のご相談を頂きました。

(広報通信員 山川格司)

戸塚支部

【街頭無料相談会】

今年度も二か所で街頭無料相談会を開催しました。

まず、令和元年10月26日(土)11時から16時まで、JR戸塚駅地下コンコース浮世絵前にて。駅構内の非常に人通りが多い場所での開催になります。

相談員が相談に応じている最中、アシスタント相談員はティッシュ配りという大切な仕事を行います。相談会を開催している旨の掛け声とともに、広報用のティッシュを歩行者にお渡しするのですが、そこでの立ち話を機に相談に発展するケースもあり、「きっかけさえあれば話したい」という気持ちを抱いている方の多さに気づかされます。準備や片付けを併せると結構な疲労となりますが、欠かせない仕事です。

こういった地道な頑張りの甲斐もあってか、この日の相談件数は122件と、これまでに一番多い結果で終了することができました。

二か所目は、栄区民まつり会場(本郷中学校グラウンド)です。11月3日(土)の10時から15時まで、お祭りの楽しい雰囲気の中での開催です。

広い中学校のグラウンドが出店とお客様でいっぱいになり、移動も一苦労という盛況ぶりで、こちらもまた、行政書士の活動を皆様に知っていただくにはもってこいの機会です。

この会場での相談会では、ティッシュ配りのほかにバルーンアートも行います。これが非常に好評で、バルーンを見た小さいお子さんが目を輝かせてブースを囲みます。このまなざしに

数人のアシスタント相談員で対応していると、「行政書士さんはバルーンも作ることができるのですね。」などと、ご家族の方からねぎらいの声をいただきます。

このバルーンアート周りの会話はとりとめもないものがほとんどで業務相談につながることも多くはありません。とはいえ皆様の笑顔を見ると、このようなコミュニケーションでこそその成果もあるのだとしみじみと感じます。

両日の活動ともに非常に達成感のあるものとなりました。

【令和元年度 鎌倉支部・戸塚支部 合同研修会】

令和元12月7日(土)の14:00から16:30まで、講師として臨床心理士・公認心理師・元弁護士でいらっしゃる岡田裕子様をお招きし、鎌倉支部と戸塚支部の合同研修会を開催しました。

岡田先生の講義は「難しい依頼者と出会った法律家へ～パーソナリティ障害の視点から～」と題され、パーソナリティ障害の一般的な話からはじまり、それぞれの種類の症状や原因、その対応策といった詳細の説明へと進んでいきました。

途中、事例の中の依頼者がどの類型に当てはまるのかを考える時間が設けられるなど、実務に即した具体的なお話もお伺いすることができました。

筆者個人として、パーソナリティ障害という問題についてニュースや新聞などで触れ興味こそあれど、その詳細を学ぶことはなかったため非常に有意義な時間となりました。すぐに理解をし、対応することができるような易しい問題ではないとは思いますが、トラブルを未然に防ぎ、また、万が一の時に問題を多角的に捉える感性が磨かれた一日となったと感じています。

普段とは異なる会場かつ合同開催ということで、いつも以上に緊張感のある一日でしたが、

無事に終了することができました。



鎌倉支部

【街頭無料相談会 Part1】

行政書士広報月間。我々鎌倉支部では、2カ所での街頭無料相談会を行いました。

10月25日金曜日は、その第一弾、コーナン大船店でした。

台風の当たり年である今年、台風21号の接近に伴う荒天で、激しい雨と風、そして寒さに見舞われてしまいました。しかも屋外（屋根があります）の会場で、こんな日にご相談者に来ていただけるのだろうか？不安で一杯でしたが、予定通り敢行いたしました。

この悪天候の中、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部（かなさぼ）横浜西地区の相談員の方々も応援に駆けつけてくださいました。

大雨ですぐにびしょぬれになる床を、水切りワイパーで清掃したり、大風で舞う書類を追いかけたり、ホカロンを買ってきてみなさんに配ったり、普段あまり体験できない、思い出に残る相談会になったのではないのでしょうか。

さて結果は、遺言3件、成年後見2件、相続1件、贈与1件、債権債務1件、交通事故1件、その他にかなさぼで5件、合計14件の相談が寄せられました。例年に比べたら、件数は少なめかもしれませんが、嵐の中、相談にお越し下さった方々の、少しでもお役に立てたのな

ら、行政書士冥利に尽きると言うものです。

帰るころには雨も止み、大変だった一日をやり終えて、心地よい疲労感とともに解散しました。（小林三千世）



【街頭無料相談会 Part2】

第一弾に引き続き、10月29日火曜日には、逗子市役所で無料相談会を行いました。

当日は、雨の降り続く、寒い中での相談会開催となり、ご相談者の足が遠のいてしまうのではないかと心配しておりました。

ところが蓋を開けてみれば、開始早々から相談ブースが次々と埋まり、嬉しい驚きの中、対応に追われることとなりました。

実は、地元の情報誌であるタウンニュースに、相談会開催のお知らせを掲載していましたが、このお知らせを見て、ご相談にいらした方も多くいらっしゃいました。



本相談会の総相談件数は、33件でした。

ご相談内容は、やはり遺言・相続が最も多かったのですが、不動産関係のご相談も多くみられました。そのほか、成年後見、家族信託、改葬、不法占有、会社設立に関するご相談な

ど、多岐の分野にわたり、行政書士として関わる業務範囲がいかに広いか、ということを実感させられました。

お悩みの事情はそれぞれ千差万別であり、さらには複数の分野にまたがっていることも珍しくはありません。解決のお手伝いをするためには、自分の専門分野はもちろんですが、それ以外の分野についても、能力向上のため研鑽を怠ってはいけないのだと、改めて思わされる一日でした。ご相談のあと、お帰りになる際、「とてもよく分かって、大変助かりました。」と、晴れやかなお顔でお声掛けをしてくださるご相談者の方もいらっしゃり、我々としても大変嬉しく、明日からの業務の励みともなりました。（松嶋千恵子）

【鎌倉支部 レクリエーション】

11月2日土曜日、前日までの悪天候が嘘のような秋晴れの葉山マリーナにマリンスタイルで決めたメンバーが集まりました。ご家族同伴の方も多く、船旅への期待に胸が高鳴ります。相模湾の波は穏やか。我らに乗せたクルーザーは色とりどりのSUPの帆を眺めながら森戸の裕次郎灯台を抜けて沖合へ。江ノ島を目指して加速をつけるベイクルーズ葉山II。クルーの軽妙なガイドにテンションも上がります。スピードが上がるほどに風は冷たく水しぶきに濡れても甲板ではしゃがずにはいられない面々。洞窟側からの江ノ島を眺め観光客に手を振る。船長の計らいで稲村ヶ崎～材木座の海岸線をビーチぎりぎりに近づいて航海して下さり、並行して走るレトロな江ノ電を海越しに撮影するという貴重な体験もさせて頂きました。1時間のクルーズはあっという間に帰港の途へ。いい具合にお腹が空いたところでマリーナ二階の中華青羅で美味しいランチタイム。その後は希望者で路線バスに乗って山口蓬春記念館へ。生前の自宅に作品が展示されており、日本画の作品と共に建築作品としての画室を見ることが出来たの

は良かったです。別館二階では木々の間からキラキラ光る波を眺め、古に想いを馳せつつ東の間のコーヒブレイクを楽しみました。（その間、皆さまをお待たせしてしまいごめんなさい！）記念館を後に、潮の香りのする小道を抜けて古い別荘建築をのんびり見て歩きました。親切なご近所の方が飛び入りで案内役を買ってくれたり、盛り沢山で楽しい1日でした。

これからも家族ともに楽しめる小旅行企画に期待します。ありがとうございました。

（西脇裕子）



横須賀・三浦支部

横須賀7士業合同無料相談会開催報告

開催日：2019年11月9日（土曜日）
会場：モアーズシティー1F正面入口付近

横須賀市の7士業（弁護士会、司法書士会、税理士会、行政書士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会及び社会福祉士会）の共催で、「横須賀7士業合同無料相談会」が開催されました。会場の横須賀モアーズシティ店頭に7士業がそれぞれの相談ブースを設け、市民の皆様が日頃抱える課題や疑問について各士業の相談員がその専門分野の相談に対応しました。

副支部長 小林浩悦

横須賀市街頭無料相談会開催報告

開催日：2019年11月10日（日曜日）

会場：モアーズシティー 1 F 正面入口付近
 共催：社会保険労務士会
 後援：横須賀市

本年度の横須賀市街頭無料相談会は、社会保険労務士との共催により開催された。11月の屋外での相談会であるため、天候がどうなるか気がかりであったが、好天に恵まれ、多くの方々が往来する賑やかな街頭での相談会となった。当支部は8名体制で臨み、9件の相談に対応する結果となったが内訳は、遺言・相続4件、終活2件、成年後見1件、その他2件であった。

また、開催中は合間をみて両会のコミュニケーションをとるシーンもあり、他士業との連携はさらに深まったものになったことである。

広報担当 松澤功

みうら市民まつり街頭無料相談会開催報告

開催日：2019年11月17日（日曜日）
 会場：みうら市民まつり会場
 後援：三浦市

令和初のみうら市民まつりは、晴天に恵まれ暖かな日差しの中開催されました。相談件数は8件で例年に比べると少ない件数となりました。内訳は、遺言・相続4件、成年後見2件、その他2件です。今年はみうら市民まつり全体の来場者数が少なかったように思います。相談件数の減少もこのことが影響しているのかも知れません。

広報担当 酒井範子

湘南支部

街頭無料相談会を茅ヶ崎で開催

湘南支部は、10月19日（土）に茅ヶ崎市

民ギャラリーの会議室A Bにて、毎年恒例の街頭無料相談会を開催いたしました。

当日は、午後2時から4時までの2時間、スタッフ総勢15名で対応。茅ヶ崎駅北口のペDESTリアンデッキでは、花火大会に向かうお客さんで混み合う中、広報要員のスタッフが「無料相談会」と書かれたのぼり旗を立て、大きな声で一生懸命呼び込みをしました。

その甲斐もあってか、開始直後には相談者が続々来訪しましたが、相談会場は駅北口に直結しているので、大変な混雑の中、相談者の方々は会場に辿り付くだけでも一苦労だったと思います。

結局、相談件数は7件でしたが、花火大会当日にわざわざ相談に訪れるだけあって、熱心なお客さんが多かったようです。内訳は、相続5件・書類作成1件・その他民事1件でした。

当支部は、街頭無料相談会を通じて、管内の自治体や住民の皆様にも少しでもお役に立てるよう努めて参りました。これからも、行政書士制度の推進のために、微力ではありますが街頭無料相談会に力を入れて行く所存です。



令和元年度 第2回研修会および懇親会開催のご報告

湘南支部では、令和元年度第2回目の研修会及び懇親会を下記のとおり開催いたしました。

日時：令和元年10月26日（土）14時～17時（17時30分より懇親会）

場所：新堀ライブ館3階
 楽友ホール（藤沢市）

内容：不許可事例から学ぶ入管業務

講師：日本行政書士会連合会副会長

水野 晴夫 先生（戸塚支部）

本研修会には、支部会員および他支部会員合わせて52名の方にご参加いただきました。

講師の水野先生の豊富なご経験と資料に基づき、実際の不許可事例とそこから許可につなげるための改善点についてご講義をいただきました。活発な質疑応答からご参加の皆さまの関心の高さが伺え、アンケート結果では「具体的・実践的で大変分かりやすかった」「不許可事例こそ一番勉強になると思った」等の高評価をいただくことができました。

研修会終了後は、さいか屋8階の煌蘭藤沢店に会場を移し、着席形式にて中華料理をお楽しみいただきました。他支部会員を含む総勢38名の方にご参加いただき、情報交換や親睦を深める良い機会となったことと思います。

湘南支部では、今後も実務に役立つ有益な研修会を開催して参りたいと思います。みなさまのご参加を心よりお待ちしております。



相模原支部

台風19号災害支援

さる令和元年10月12日（土）に東日本を直撃した台風19号の豪雨により、相模原市内でも津久井地域を中心として甚大な被害が発生しました。被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

相模原支部では、相模原市からの災害支援要請に対して、当支部会員が現地へ支援に入り、罹災証明書の申請手続や各種行政支援手続の方法などについて相談対応に当たりました。発災から間もない現地では、主要道路でも土砂流出で交通が寸断または制限されている箇所も多く、被災者やその親族などから多くの相談が寄せられました。

その後、各士業の連携による合同相談会も開催され、被災者をはじめとする市民の皆様の多様な相談をお受けすることができましたが、災害時の対応方法や緊急時の会員への連絡方法など、平時に準備しておくべき課題も浮き彫りになりました。

支部忘年会

日時：令和元年11月29日（金）

18：00～20：00

場所：小田急ホテルセンチュリー相模大野

相模原支部では、上記日程にて支部忘年会が開催されました。今年は、台風災害など今までに経験したことの無いできごともありましたが、多くの会員が参加して和やかに会が執り行われました。途中、地元で活躍するマジシャンTKさんによるマジックショーなどの余興で大いに盛り上がり、会員同士の交流を深めるとても良い会になったと思います。



図書館セミナー

日時：令和元年12月8日（日）

13：30～16：00

場所：相模原市立図書館 視聴覚室

相模原市立図書館での図書館セミナーも今年で5回目となります。今年は、当会の横山正直会員による「よくわかる！遺産相続と遺言書の基礎知識」をテーマとして、セミナーが行われました。

当日は、穏やかな天候にも恵まれ、40名を超える市民の方が参加されました。参加者は、それぞれにメモを取るなど熱心に耳を傾けていらっしゃいました。特に、本年は相続法の改正など新しい制度がスタートした年ということもあり、セミナー後の質問も活発に行われていました。

セミナー後は、当支部会員5名による個別相談会を開催しました。こちらも定員を超える申込みがあり、改めて相続に対する市民の皆様の関心の高さを感じました。



(安達 弘樹)

厚木支部

【厚木支部 街頭無料相談会】

日 時：令和元年10月26日（土）
午前10時半～午後4時半

場 所：イオン厚木店 入口前広場

「行政書士制度広報月間」の一環として、イオン厚木店前広場で無料相談会を行いました。厚木支部会員9名が相談員として参加いたしました。



イオン厚木店前広場での街頭無料相談会は、今年で5回目となります。これまで日差しが強くとても暑い日や凍えるほど寒い日に開催されたりと準備の難しい時期ではありましたが、今年はお天気にも恵まれ過ごしやすい日に開催となりました。



ご相談に来られる方は、既にイオン店内のポスターを見られて開始時間から準備されていた方もいれば、通りがかりにちょっと聞いてみようと思われた方もいらっしゃいました。ポケットティッシュを配っていると、「行政書士さんって何を相談できるの？」から始まり、「それならちょっと聞いてみようかしら・・・」と具体的に悩んでいたことを相談したいと受付に行かれる方がいらっしゃいました。ポケットティッシュを配るときにひと声おかけすることで、相談しようというきっかけになったように

感じました。

相談件数は合計24件で、主に相続、遺言のご相談でした。



私は、今回初めて相談員として参加いたしました。相談内容は様々で、中には法的な対応だけでは困難であると思われるようなご相談もありました。それでも、私ども相談員が親身にご相談に耳を傾けることで、相談された方の表情がどんどん明るくなっていったことが印象的でした。

街頭無料相談会ということで、相談してみたいけど「どこに相談したらいいのか」「こんなこと聞いてもいいのか」などのお悩みの方がふと立ち寄れる場となり、そのご要望に応えられたこと、そして市民の方々のなかなか相談できずにいたもやもやの解消に少しでもお役に立てたとしたらとても嬉しく、またお礼の言葉に行政書士として励みとなった一日でした。

(厚木支部 山田 沙耶)

平塚支部

令和元年度 県西4支部合同研修会報告

日 時 令和元年12月8日(日)
午後4時30分～午後6時30分
場 所 小田原市民交流センター
「UMECO」第1～3会議室
テーマ 「民法債権法改正～実務上作成する契約書の具体例を踏まえ～」
講 師 杉崎茂法律事務所

弁護士 大木孝先生

参加者 18名(平塚支部のみ記載)

令和元年度県西4支部(小田原支部、秦野・伊勢原支部、厚木支部、平塚支部)合同研修会は、杉崎茂法律事務所に所属されている弁護士大木孝先生に御登壇いただき「民法債権法改正～実務上作成する契約書の具体例を踏まえ～」をテーマに講義をしていただきました。

今年で第3回目(実行委員長:平塚支部長)の県西4支部合同研修会となり、全体の参加者は70名超となりました。

講義は、民法改正の背景から、債権法の改正について条文・ポイント・押さえておくべき重要事項・実務対応などのお話をしていただきました。



消滅時効、債務不履行・契約解除・危険負担、保証契約、物品売買における契約不適合責任、諾成的消費貸借、賃貸借契約、請負契約について、それぞれ改正条文、また具体的な契約書の条項例を見ながら各条項の留意点を解説していただき、債権法の改正を具体例を通して理解することが出来る大変有意義な講義となりました。



研修会の後は、小田原駅近くの「じんりき厨房」にて4支部合同の懇親会を開催しました。美味しいお料理とお酒を頂きながら、普段あまりお会いする事のない他支部の会員と名刺交換や、お互いの業務や近況をお話しし、刺激を受け、もっと行政書士としての業務に磨きがかかるよう研鑽しなければと思いました。

(幹事：山本真吾)



秦野・伊勢原支部

【令和元年度 第1回支部研修会】

令和元年11月30日(土)15時30分より、伊勢原市中央公民館第1学習室にて令和元年度第1回支部研修が行われました。

今回の研修のテーマは「入管取次業務について」です。前秦野伊勢原支部長の池上嘉一先生にご講義いただきました。少子高齢化が進む日本社会の将来を考えたとき、さまざまな外国人の方々に活躍していただくことが欠かせません。そのための入り口として、外国人の在留資格に関する様々な手続きを本人に代わって行う申請取次業務の重要性がますます高まってきており、安全で正しい業務を遂行するためのポイントをつかむという目的でテーマを設定しました。秦野伊勢原支部から19名の会員の皆様にご参加いただきました。

入管業務は本来、本人が出入国在留管理局に出頭して手続きを行うものですが、弁護士と行政書士に限り例外的に申請取次資格が認められ

ています。その資格を与えられた行政書士はピンクカードという届出済証明書の発行を受け、カードを提示することで業務を行うことができます(3年ごとに更新が必要です)。

依頼を受任する際に留意することがあります。まず「本人確認」を確実に行うことです。友人やブローカーからの依頼ではなく、必ず本人と会ってください。そして「委任報酬」を見積もり、事前に申請取次業務に係る「契約書」を取り交わしておくことです。また、「必ず在留資格が取れる」という約束はしてはいけません。許可・不許可を決めるのはあくまで入管であり、行政書士がコントロールできることではないからです。作成する書類として入管所定の様式がありますが、実務ではそれだけでは足りません。申請者へのヒアリング記録や、その記録を裏付ける資料などを添付し、審査官に申請者本人に関する情報はしっかりと理解してもらう必要があります。もちろん、虚偽の内容の書類や資料を作ってはならないことは言うまでもありません。

在留資格を取得したいと依頼してくる外国人の方にとって、許可が下りるか否かは一生を決める大問題なだけに、業務の遂行も慎重さが求められます。一方で、犯罪等の悪意をもって入国しようとする人たちもいるため、決して安請け合いせず、決して騙されないという注意力も求められます。

研修会終了後は、伊勢原駅近くの居酒屋にて懇親会を行い、13名の参加者が出席しました。諸先輩方も若手も交えてわいわいと楽しく議論することができ、大変有意義な時間となりました。 秦野伊勢原支部 佐々木琢充



小田原支部

<南足柄市図書館セミナーについて>

9月29日(日)「ここが変わった相続法」と題し、境支部長が視聴覚室で講演をおこないました。定員20名の募集はすぐに埋まってしまいう人気だったそうです。講演でも皆さんは真剣な眼差しで、講演後は矢継ぎ早に質問ラッシュです。



ここまで調べてきているのかと関心の強さを改めて認識しました。講演後の相談は5件でしたが、30分ほどの予定が、1時間以上相談が続いている方もいらした。我々もしっかり研鑽をつんでいく必要があることを再認識するセミナーでした。

<行政書士フェスタについて>

10月6日(日)ハルネおだわら「うめまる広場」において、行政書士フェスタ in 小田原2019を開催しました。



開始時間前から相談希望の方が多数見られたため、開始時間を前倒しました。午前中、午後とも相談を希望する方が多く、有意義な無料相談会となりました。最終的には、35名もの相談希望の方が見られました。

お忙しい中、準備・相談・片づけを行っていただきました先生方、本当にありがとうございました。



＜表敬訪問について＞

＜湯河原町長表敬訪問＞

9月3日（火）、相談会のお礼と新任挨拶のため、支部長他2名で表敬訪問に伺った。後見がやはり一番最初の言葉であったが、湯河原の将来構想などでお話はずみ、お昼をすぎてもお話がつきなかった。その中で、空き家対策の関連から改正相続法に関心をしめされ、ぜひ課長級職員との勉強会をとの提案を戴いた。具体化して、さらに協力関係を築いていきたい。

＜小田原市長表敬訪問＞

9月27日（金）、相談会や後見関連でお世話になっているお礼と新任の挨拶のため、支部長他2名で市長室を訪問させて頂いた。後見が一番の関心事でしたが、行政書士フェスタや講演会などのお話をさせて戴き、協力していきたいとお話の中で、全国的に大災害が続いている事もあり、もしもの時の罹災証明に関し協議したいとの提案も戴いた。一つ一つ協力関係を築いていきたい。

＜南足柄市長表敬訪問＞

10月24日（木）、相談会や図書館セミナーでお世話になっているお礼と新任の挨拶のため、支部長他2名で市長室を訪問させて頂いた。種々の場面で協力していく事でお話が弾んだが、市長が力をいれている「おたがいさまネット」での具体的な協力についても検討していこうとお話もあった。これをきっかけに協力関係を強化していきたい。

大和・綾瀬支部

令和元年度 大和・綾瀬市街頭 無料相談会を開催しました

綾瀬市および大和市にて、毎年恒例となる大和綾瀬支部による街頭無料相談会を今年も開催

いたしました。

○綾瀬市

日時 令和元年10月19日（土）
午後1時30分～午後4時30分
場所 綾瀬タウンヒルズ
（地下1階サミット前）

○大和市

日時 令和元年11月9日（土）
午前10時～午後4時
令和元年11月10日（日）
午前10時～午後4時
場所 やまと産業フェア会場内特設ブース
（大和駅前西側プロムナード）



今回の街頭無料相談会におきましても、多くの方に相談会ブースまでお越しいただきました。相談内容としては、遺言や相続の相談がやはり多くを占めておりましたが、その他にも成年後見制度についての相談や日頃の生活における法律問題の相談なども見受けられ、多岐にわたる内容となりました。

両相談会では、相談員として多くの行政書士先生方へ出席頂き、幅広い相談内容に適切に対

応させて頂くことができました。その結果、綾瀬市および大和市共に、相談者の方を通じて良い地域交流を図ることができ、より多くの地域住民の皆様に行行政書士の存在を知っていただく、良い機会をつくることができた事を実感することができました。

支部親睦・三浦半島・城ヶ島／
三崎マグロ昼食とヨコスカ軍港クルーズ



令和元年10月26日（土）、大和・綾瀬支部におきまして「支部親睦・支部親睦・三浦半島・城ヶ島／三崎マグロ昼食とヨコスカ軍港クルーズ」を開催いたしました。

当日の朝に大和市の大和商工会議所を出発し、三崎港に到着。散策と買い物をしたあと、昼食には新鮮な鮪料理を楽しみました。また、午後からは、人気のヨコスカ軍艦クルーズに参加いたしました。海の美しい景色は勿論、海上から見る海上自衛隊や米海軍の艦船の姿は圧巻で、その他にも南極探査船「しらせ」も見ることができ、参加者一同、とても貴重な体験をすることができました。

おいしい食事と普段では体験できないイベントの数々を満喫し、なかなか交流の機会を持っていない会員相互の親睦を深める、とても良い旅行となりました。

第2回支部実務研修会「建設業法の改正について」を開催しました。



令和元年11月22日（金）、大和市生涯学習センター会議室（シリウス）にて、支部実務研修会「建設業法の改正について」を開催いたしました。

講師には、当支部の元支部長も務められた熊野裕二先生に担っていただき、昨今の建設業法の改正について詳しくご説明していただきました。今回の建設業法改正は、我々行政書士にとっても関心が強く、今後の業務に影響する事柄でもあり、参加者一同、大変興味深く講義を拝聴いたしました。また、参加者からの質問にも、とても丁寧に回答していただき、その理解を深めることができました。

また、実務研修会後は懇親会を催し、当支部会員間の親睦も深め、充実した一日とすることができました。

第3回支部実務研修会「現役アナウンサーに学ぶコミュニケーションの秘密」を開催しました。



令和元年12月12日(木)、大和市生涯学習センター会議室(シリウス)にて、「現役アナウンサーに学ぶコミュニケーションの秘密～声と聞く力を磨いてコミュニケーションスキルアップ!～」を開催いたしました。

講師に、フリーアナウンサーで写真家の石井江奈先生を当支部にお迎えし、話し方における表現方法や話の聞き取り方を講義していただきました。研修会が始まると、実際に発声をおこない、いかに聞き手に伝わるように話すかを体験しながら、学ぶことができました。また、参加者同士でペアを組んでのシュミレーション研修もおこない、実践しながら話し方や聞き取り方を学ぶことができる貴重な経験を行うことができました。

研修会後は、海鮮居酒屋はなの舞大和店に場所を移し、忘年会を開催。今回の研修会の感想や、日頃の話を変えながら楽しい一時を過ごすことができました。

海老名・座間支部

行政書士制度広報月間に伴う 座間市街頭無料相談会開催について

日時：令和元年9月16日(月・祝)

10時00分～14時00分

場所：座間市役所構内ふれあい広場

今年の”敬老の日”にあたる9月16日に、「行政書士制度」広報活動の一環として、海老名・座間支部では、座間市街頭無料相談会を開催いたしました。この相談会は、座間市様と座間市社会福祉協議会様の共催による福祉まつり「ふれあいフェスティバル2019」と合わせて毎年行っているものです。同催しは、「福祉を身近に感じ、楽しみながら学んでもらおう」という趣旨で行われるものであるため、当支部も賛同し相談ブースを設

けています。

会場では、福祉に功労のあった方などを表彰する「福祉大会」と、福祉まつり店や体験コーナーなどを楽しむ「社協福祉まつり」が行われ、パラリンピック正式種目「ボッチャ」体験やニュースポーツ体験、工作コーナー、模擬店の設置など、地域の方同士で交流しながら気軽に福祉を体験できるさまざまなコーナーも設けられ、多くの人出で賑わうものと予想されていましたが、今年は、強風を伴う大雨および落雷注意報発令など、テントブース設営にも苦勞するほどの悪天候となってしまう、「こんな状況の中で、ご相談者がいらっしゃれるのか？」と心配せざるを得ない状況でした。

しかしながら、福祉まつりが始まり間もなく、数名のご相談者がブースにお越しになりました。この数名のご相談者様は、雨中にも関わらず、熱心に相談に当たられた先生方の話をお聞きになられ、満足顔でお帰りになられたようでした。

一時、天候は回復に向かうかと思われるまでになりましたが、落雷注意報の発令があったこともあり、予定時刻を30分程切り上げて終了せざるを得ないことになりました。結果、ご相談件数は15件(遺言4件、相続3件、後見2件、入管国籍2件、その他4件)となりました。多忙な中、当日参加いただきました先生方、本当にお疲れ様でした。



ご相談者?として、神奈川県相模原市、座間

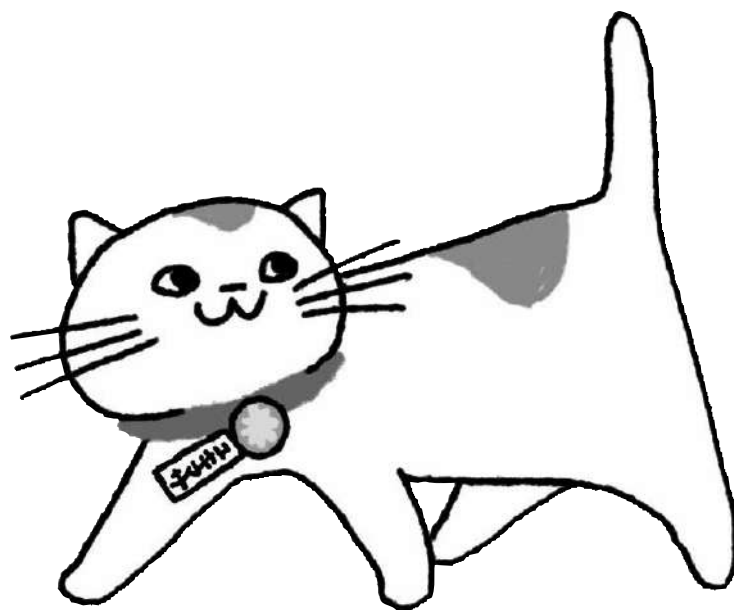
市、綾瀬市、愛川町をホームタウンとするプロサッカーチームFC相模原のマスコットキャラクター・ガミディ様もお越しになりました。

※写真掲載許可いただいています。



どんなご相談だったかは、当然、・・・秘密です・・・。

(支部通信員 石黒祐功)



政連だより

神奈川行政書士政治連盟

■「行政書士法の一部を改正する法律」の公布（令和元年12月4日）とその成立経過について■

日本行政書士政治連盟幹事長
神奈川行政書士政治連盟会長
加藤 幹夫



このたびの第200回国会（臨時会）において、「行政書士法の一部を改正する法律」が衆参両議院で全会一致をもって可決成立し、12月4日に公布されました。法律の施行は、附則により「公布から1年6月を経過した日」とされ、令和3年6月4日となりました。今回の改正については、日本行政書士会連合会（以下、日行連）と日本行政書士政治連盟（以下、日政連）の前執行部が法改正に取組み、6月に発足した日行連、日政連の新執行部が引き継ぐ形で進められました。私は、日政連幹事長に就任してすぐに新執行部の一員として、法改正に取り組んでまいりました。途中、7月21日投開票の第25回参議院議員選挙を挟み、各党議連・懇話会及び衆参両総務委員会委員の皆様に対し、法改正の趣旨、意義等のご説明とご協力をお願いを行いました。

「行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第六号）」の要旨に、「本案は、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対するより質の高いサービスの提供を実現するため、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。」とされ、以下がその法改正概要となります。

[法改正概要]

- (1) 目的の改正
法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記すること。
- (2) 社員が一人の行政書士法人の設立等の許容
 - (一) 行政書士法人を社員一人で設立できること。
 - (二) 行政書士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加すること。
 - (三) 社員が一人になったことを行政書士法人の解散事由とする規定を削ること。
 - (四) 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、行政書士法人が解散するに至った場合には、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができること。
- (3) 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設
行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができること。

今回の法改正が新たな業務を生み出すものではなく、ただちに業務の拡大につながるものではありませんが、会員の皆様に特にお伝えしたいのは、衆議院総務委員会の質疑のなかで、法案の提案者より「行政書士の多様な業務が国民の公法上及び私法上の権利利益にかかわるものであることに鑑みて、行政書士法の目的をより実態に即したものとするため、法の目的に（国民の権利利益の実現に資すること）を加えることとしたものでございます。」との発言があり、議員の皆様の行政書士制度への積極的な評価と行政書士への更なる期待が込められているということです。

今後日行連、日政連執行部には、改正法の施行に向けての周知をはじめ、会則・規則等の整備を図ることが求められますが、我々会員個々が法令・実務により精通し、国民の皆様の期待にしっかり応えることができれば、今回の法改正が次への大きなステップになることは間違いないと確信しています。

今後も日行連、日政連が一体となって行政書士制度の拡大・充実に取り組んでまいりますので、会員の皆様の更なるご支援、ご協力を宜しくお願い致します。

以上

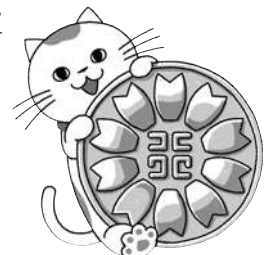
資料添付：「行政書士法の一部を改正する法律案」成立までの経過

「行政書士法の一部を改正する法律案」成立までの経過

令和元年12月4日 日本行政書士政治連盟

- (平成31年)
4月4日 自由民主党行政書士制度推進議員連盟役員会
行政書士法改正の立案作業を進めることが了承される。
- 4月9日 3党（自民・公明・立民）議連会長との懇談会
- 4月16日 自由民主党総務部会・行政書士制度推進議会連盟 合同閣議
「行政書士法の一部を改正する法律案」を進めることが了承される。
- 4月23日 自由民主党政務調査会政策審議会・総務会
「行政書士法の一部を改正する法律案」が了承される。 **党内手続き完了**
- 4月23日 公明党政務調査会・部会長会議
「行政書士法の一部を改正する法律案」が了承される。 **党内手続き完了**
- 4月23日 各党事務責任者による行政書士法改正についての打ち合わせ会
（自民・公明・立民・国民・希望・社民・維新・共産）
各党に持ち帰り検討することとなる。
- 4月24日 与党政策責任者会議
与党として「行政書士法の一部を改正する法律案」が了承される。
- (令和元年)
5月21日 日本維新の会・政調役員会
「行政書士法の一部を改正する法律案」が了承される。 **党内手続き完了**
- 10月16日 立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会
「行政書士法の一部を改正する法律案」を進めることが了承される。
- 10月23日 国民民主党行政書士制度推進議員連盟総会
「行政書士法の一部を改正する法律案」を進めることが了承される。
- 11月6日 国民民主党総務会
「行政書士法の一部を改正する法律案」が了承される。 **党内手続き完了**
- 11月7日 立憲民主党政調審議会
「行政書士法の一部を改正する法律案」が了承される。 **党内手続き完了**
- 11月19日 衆議院総務委員会 全会一致で可決
11月21日 衆議院本会議 全会一致で可決
11月26日 参議院総務委員会 全会一致で可決
11月27日 参議院本会議全会一致で可決「行政書士法の一部を改正する法律案」成立
- 12月4日 「行政書士法の一部を改正する法律案」公布 ※添付参照

令和3年6月4日「行政書士法の一部を改正する法律案」施行（予定）



■ 海老名市長選挙及び海老名市議会議員選挙の結果について ■

任期満了に伴う海老名市長選挙及び海老名市議会議員選挙が、令和元年11月3日（日）を告示日、11月10日（日）を投・開票日として執行されました。

本連盟は、規約第23条に定める書面による表決により、市長立候補者3名のうち、内野優氏（無所属・現）を、市議会議員立候補者26名のうち、相原志穂氏（国民民主党・現）を推

薦することを決定して支援を行いました。市長選挙では、内野氏が有効投票数54,312票中、32,083票を獲得して5期目の当選を果たされました。また、市議会議員選挙では相原氏が2期目の当選を果たされました。

行政書士制度発展のために、今後も変わらぬお力添えが得られるよう、より一層の信頼関係を構築して活動して参ります。

☆海老名市長 内野 優（無所属・現）

☆海老名市議会議員 相原 志穂（国民民主党・現）

■ 自由民主党横浜市連 感謝の集い2019へ出席 ■

日 時 令和元年11月11日（月）18：00～

場 所 横浜ベイホテル東急

自由民主党横浜市連主催の「感謝の集い2019 新たな時代を切り拓く」へ出席いたしました。林文子横浜市長をはじめ多数の自治体首長、国会議員、地方議員、団体関係者等約500名が出席され、大変盛況でした。林市長は、挨拶の中で台風19号被害についての対

応、横浜市が公民連携して推進している「横浜ハンマーヘッド」が、みなとみらい新港地区に10月31日に開業したことなどについてお話がありました。多数の議員と意見交換をすることができ、本連盟によっても有意義な会となりました。



■ 神奈川県知事 黒岩祐治君を励ます会へ出席 ■

日時 令和元年12月3日(火) 18:30～
場所 横浜ロイヤルパークホテル3階「鳳翔」

「神奈川県知事 黒岩祐治君を励ます会」へ出席いたしました。多くの出席者を前に黒岩知事はスピーチを行い、台風19号被害への対応や県が取り組んでいるSDGs、ME-BYOSTYLE(未病スタイル)などについて触れられました。県では、平成29年に「かながわ未病改善宣言」を発表し、健康寿命を延ばすための取組みを進める一環として、個人の健康状態について測定し、点数化できるアプリを開発したとのお話がありました。世界保健機関や

東京大学などから助言を得て、開発したアプリは、2020年3月末には、スマートフォンで利用可能になるとの事でした。実際に試した知事は高得点だったと健康をアピールし、会場は大いに盛り上がりました。また、特別ゲストとして、元外交官の岡本行夫氏も登壇されました。多数の自治体首長、国会議員、地方議員、団体関係者等約500名が出席され、盛況のうちに終了いたしました。



■ 神政連ホームページ「会員のページ」について ■

神奈川行政書士政治連盟のホームページ (<http://jinseiren.com/>) において、「会員のページ」に活動報告、規約等の各種情報を掲載しております。ぜひご一読ください。

- ・ I D : j i n s e i r e n
- ・ パスワード：事務局までお問い合わせください。

かなさぽ便り

新年のご挨拶



かなさぽ支部長 田後 隆二
年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員各位におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃より、当支部及び各地区の事業運営にご理解・ご協力を賜り、また成年後見制度の発展にご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、去年は当支部にとって激戦の年でありました。平成12年、当支部の前身であるNPO法人神奈川成年後見サポートセンター設立に深く関与した神奈川県行政書士会（本会）から、平成28年以降、継子扱いされる事態に陥っていました。具体的には助成金の全額カット、会議室使用及び広報誌掲載の有料化などです。当支部会員は、成年後見人等としての活動実績を通じ、行政書士全体の社会的地位向上に寄与してきたとの自負があり、このような不当な扱いに抗議し協議を重ねてきましたが、本会執行部の考えに変化はなく、そこで、起死回生の一手として講じたのが、本会会長選挙に私が打って出ることでした。

当時現職の本会会長は、私が平成27年に退任する際、後継として推した人物ですから、決して戦いたくない相手でしたし、負ければさらに不当な扱いがエスカレートする危惧もあり、決意表明までにはだいぶ躊躇しました。しかし、当支部を救う唯一の方策と腹をくくり立候補を決意し、結果はご存知のとおりです。当支部会員各位のご尽

力には、衷心より御礼申し上げます。

私が本会会長を兼務した結果、当支部と本会との協定書は、平成29年3月以前の内容に戻され、助成金の規定は復活し、会議室使用及び広報誌掲載は無償となりました。また、対外的にも、行政書士の一部団体のみが成年後見制度に取り組んでいるのではなく、行政書士会全体としてこの制度に関わっていくとの決意を明確に示すことができるようになっていきます。

一方、日本行政書士会連合会（日行連）とコスモス本部との関係も改善されつつあります。平成25年3月以降、ぎくしゃくした関係が続いてきましたが、昨年6月、日行連会長に東京会の常任豊会長が当選し、執行体制が一新され、コスモスにも追い風が吹き始めています。まずは、法改正の実現。行政書士法の一部を改正する法律案が第200回国会（臨時会）で成立し、令和元年12月4日に公布されました。施行は令和3年6月4日とされています。この改正には、法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することの明記が含まれています。当初は、「権利擁護」という文言の明記を要望していましたが、最終的に「権利利益の実現」となったものの、その意味は同様と考えて良いと思います。次に賀詞交歓会の共催。日行連賀詞交歓会は、従来、政治連盟との2団体共催でしたが、今年からはコスモスを含む3団体共催となります。また、日行連の広報誌「日本行政」にコスモス関連記事を2ページ掲載します。さらに、日行連会長が自ら最高裁判所事務総局家庭局に赴き、成年後見制度における行政書士の実績とさらなる活用をアピールしたのは昨年11月が初めてです。

今後とも、成年後見業務を行政書士の本来業務とし、会員各位が胸を張ってこの業務に邁進できるよう、コスモス、日行連、本会が一致協力して環境整備に努めていく所存です。

結びに、今年も組織として研修の充実、事故防止に努めることをお約束し、会員各位が高齢者・

障がい者の皆様に寄り添い、求められ、役に立ち、喜ばれる存在であり続けることを祈念して新年のご挨拶とします。

設立20周年記念行事

かなさぽ広報渉外委員会
すでにご案内の通り、令和2年は、成年後見制度発足20年、かなさぽ創立20年を迎える節目の年にあたり、かなさぽでは、この機会に、成年後見制度・成年後見人について改めて考えるとともに、成年後見に取組む行政書士の存在を広く紹介すべく、設立20周年記念行事を実施します。

記念論文募集締切迫る！

設立20周年記念行事の一環として、真に利用者のための成年後見制度について考え、共有することを目的として、次のテーマで論文を募集しています。

「利用者が望む成年後見制度とは」

「利用者が望む成年後見人とは」

「成年後見制度を利用して感じたこと」

まもなく募集期間が終了しますので、応募を検討されている方はお早目にご提出ください。

優秀論文はかなさぽホームページ上で発表し、20周年記念誌に掲載されます。また、記念式典において表彰予定です。

記念シンポジウムのご案内

令和2年6月26日（金）、はまぎんホール ヴィアマーレ（横浜市西区）にて、設立20周年記念式典及び記念シンポジウムを開催します。

シンポジウムの第1部では、「親なきあと」相談室を主宰する渡部伸先生（行政書士・社会保険労務士）をお招きし、“「親なきあと」を支える「人・お金・住まい・制度」”というテーマで、基調講演を行っていただきます。

渡部伸先生は、障がいのある子を持つ親御さんの、自分がいなくなったあとの子どもはどうなるのか、という不安と向き合い、ともに解決策を考えることで、これまで多くの障がい者のご家族を支援されてきました。

現在は、全国各地を飛び回り、講演活動を通じて「親なきあと」の現状と対策について発信し、また、「親なきあと」の相談窓口を、全国に広める活動をされています。

シンポジウムの第2部は、「利用者が望む成年後見制度・成年後見人への模索」をテーマに、各分野で活躍される専門家を招き、パネルディスカッションを実施します。

「親なきあと」の最新情報と、20年を迎えた成年後見制度の今を知る貴重な機会です。ぜひ、幅広く地域の方にご参加いただくよう、ご案内をお願い致します。

20周年記念行事についての詳細は、かなさぽホームページ内特設ページでご確認いただくことができます。記念論文及び記念シンポジウムのお申込み、特設ページで受け付けております。

なお、かなさぽ会員におかれましては、シンポジウムの参加を、実務研修の受講単位としてカウントします。申込方法等は、研修委員会からの連絡をお待ち下さい。

コスモス入会のご案内

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターに入会するには、規定の時間の入会前研修を受講し、研修終了後に効果測定を受ける必要があります。研修・入会の手続については、下記連絡先にお問い合わせください。

【かなさぽ事務局 毎週月・水・金（13時～16時）電話番号045-222-8628】

なお、研修はどなたでも受講することができますが、事前に研修生として登録されないと入会前研修として記録されませんのでご注意ください。

また、研修の内容や日程については、かなさぽホームページでもご案内しています。併せてご利用ください。

【神奈川建行協だより】

■第2回定期研修会のご報告

2019年10月26日（土）午後2時より、令和元年度第2回定期研修会を行いました。1時限目は大橋 真行会員より『建設業法逐条研究（序章・第2章 一般許可）』について、2時限目は東日本建設業保証株式会社神奈川支店様を招いて『建設業保証(株)の前払い保証と履行保証』についてご講義いただきました。

■秋の公開研修を開催

2019年11月7日（木）午後2時より、神奈川県行政書士会 大会議室にて秋の公開研修会を行いました。1時限目は小関 典明会員（当会代表）より『行政書士の歴史と本来業務について』、2時限目は恒例のロールプレイングで「新規許可」のケースと「業種追加」のケースに分かれて演じて頂きました。進行は島崎 明雄会員、『新規許可』の演者は潮田 和美会員（質問）と清水 泰輔会員（回答）、『業種追加』の演者は梅本 誠会員（質問）と石井 亜由美会員（回答）でした。また今回は3時限目も設け「建設業を巡るあれこれ」と題し、建設業法の改正や建設キャリアアップシステムについて望月 亮秀会員（当会オブザーバー）と中條 義人会員（当会キャリア研座長）より解説を行いました。



■都内にて現場見学会を開催

2019年11月15日（金）に「現場見学会」を開催しました。当会会員ほか業法研（建

設業法実務研究会）の会員など30名で、東京都渋谷区の「新宮下公園等整備事業新築工事」を見学しました。

＜神奈川建行協 今後の予定＞

第4回	令和2年 2/15(土)	建設業法逐条研究(第3章 請負契約) 解体工事業者登録、 電気工事業者登録
春の 公開研 修	4/9(木) 14:00~	建設業許可制度と周 辺許認可制度 経営事項審査申請の ロールプレイ
第5回	4/25(土) 14:00~	建設業法逐条研究(第4章 施工技術) 産業廃棄物収集・運 搬業許可
第6回	6/27(土) 14:00~	建設業法逐条研究(第4章の2 経審) 入札契約と関連業者 登録のまとめ

※内容は変更になる場合があります。研修会は「公開研修」を除いて会員のみ参加可能です。

＜神奈川建行協とは？＞

私たちは『建設業関連業務』を中心に活動する、神奈川県行政書士会に所属する行政書士の任意団体です。定期研修会を偶数月に行うほか、会員外の方にもご参加頂ける公開研修会を年二回（春・秋）、基調講演（夏の特別研修会）などを行っております。建設業者の皆さまの業績向上に寄与するため、入札その他までアドバイスできるプロフェッショナル集団となるべく、会員一同日々励んでおります。お問い合わせは事務局まで。

《神奈川建行協事務局》 〒231-0014
横浜市中区常盤町3-27-3-302
行政書士こばやし法務事務所内
(メール kanaken-contact@googlegroups.com)
(須田記)

● 任意団体勉強会のご案内 ●

「てるてる塾」

「てるてる塾第54回研修会のご案内」

1. 日 時 令和2年2月12日(水)
18:15~20:15
2. 会 場 かながわ県民センター301会議室(横浜駅西口下車 徒歩5分)
3. 科 目 「空き家問題と行政書士」(仮題)
4. 講 師 行政書士(鎌倉支部)田中 誠 先生
5. 研 修 料 2,000円(当日徴収)
6. 懇 親 会 3,000円程度
7. 申 込 先 てるてる塾事務局 小川恵一
ホームページ:「てるてる塾」で検索
FAX:045(306)5776

「てるてる塾第55回研修会のご案内」

1. 日 時 令和2年3月11日(水)
18:15~20:15
2. 会 場 かながわ県民センター301会議室(横浜駅西口下車 徒歩5分)
3. 科 目 「事業継続力強化計画の認定申請と補助金」(仮題)
4. 講 師 行政書士(南・港南支部)三宅 充 先生
5. 研 修 料 2,000円(当日徴収)
6. 懇 親 会 3,000円程度
7. 申 込 先 てるてる塾事務局 小川恵一
ホームページ:「てるてる塾」で検索
FAX:045(306)5776

「てるてる塾第56回研修会のご案内」

1. 日 時 令和2年4月8日(水)
18:15~20:15
2. 会 場 かながわ県民センター301会議室(横浜駅西口下車 徒歩5分)
3. 科 目 てるてる塾ホームページにてお知らせ致します。
4. 講 師 てるてる塾ホームページにてお知らせ致します。
5. 研 修 料 2,000円(当日徴収)
6. 懇 親 会 3,000円程度
7. 申 込 先 てるてる塾事務局 小川恵一
ホームページ:「てるてる塾」で検索
FAX:045(306)5776

～お願い～

*研修会の「科目」についてはタイトルのみの掲載となっています。
字数は、一研修会につき、200字以内で、超過しないようお願いいたします。

● 任意団体勉強会のご案内 ●

「もんじゅの会」

「もんじゅの会 令和2年2月勉強会」

1. 日 時 令和2年2月19日(水) 16:00～
2. 会 場 (一社)グローバル行政書士ネットワーク
横浜市磯子区西町10-15ベイヒルズ横濱根岸302
JR根岸駅より徒歩約3分
3. 科 目 「行政書士が取り組むべき業務」、他
4. 講 師 もんじゅの会顧問 安友千治
5. 会 費 2,000円
6. 申 込 先 もんじゅの会事務局 浅川真一 E-mail monjyu2018@gmail.com
7. 終了後に懇親会(会費未定)を予定しています。詳細は、 Facebook@monjyu2018 でご確認ください。

「もんじゅの会 令和2年3月勉強会」

1. 日 時 令和2年3月18日(水) 16:00～
2. 会 場 (一社)グローバル行政書士ネットワーク
横浜市磯子区西町10-15ベイヒルズ横濱根岸302
JR根岸駅より徒歩約3分
3. 科 目 「行政書士が取り組むべき業務」、他
4. 講 師 もんじゅの会顧問 安友千治
5. 会 費 2,000円
6. 申 込 先 もんじゅの会事務局 浅川真一 E-mail monjyu2018@gmail.com
7. 終了後に懇親会(会費未定)を予定しています。詳細は、 Facebook@monjyu2018 でご確認ください。

「もんじゅの会 令和2年4月勉強会」

1. 日 時 令和2年4月15日(水) 16:00～
2. 会 場 (一社)グローバル行政書士ネットワーク
横浜市磯子区西町10-15ベイヒルズ横濱根岸302
JR根岸駅より徒歩約3分
3. 科 目 「行政書士が取り組むべき業務」、他
4. 講 師 もんじゅの会顧問 安友千治
5. 会 費 2,000円
6. 申 込 先 もんじゅの会事務局 浅川真一 E-mail monjyu2018@gmail.com
7. 終了後に懇親会(会費未定)を予定しています。詳細は、 Facebook@monjyu2018 でご確認ください。

～お願い～

* 研修会の「科目」についてはタイトルのみの掲載となっています。
字数は、一研修会につき、200字以内で、超過しないようお願いいたします。

● 任意団体勉強会のごあんない ●

「交通事故実務研究会第207～210回研修会」

「交通事故実務研究会第207回研修会」

1. 日 時 2020年2月1日(土) 14:30～17:00
2. 会 場 神奈川県行政書士会大会議室
3. 科 目 交通事故業務に関する諸問題
4. 講 師 行政書士 田後隆二(神奈川県)ほか
5. 資料代 1,000円
6. 申込先 ホームページ <http://www.ryu2net.com/jikoken/> をご覧になり、メールでお申し込みください。
7. その他 終了後、懇親会あり(会費3,000円程度、参加自由)

「交通事故実務研究会第208回研修会」

1. 日 時 2020年3月7日(土) 14:30～17:00
2. 会 場 神奈川県行政書士会大会議室
3. 科 目 交通事故業務に関する諸問題
4. 講 師 行政書士 田後隆二(神奈川県)ほか
5. 資料代 1,000円
6. 申込先 ホームページ <http://www.ryu2net.com/jikoken/> をご覧になり、メールでお申し込みください。
7. その他 終了後、懇親会あり(会費3,000円程度、参加自由)

「交通事故実務研究会第209回研修会」

1. 日 時 2020年4月3日(金) 14:30～17:00(予定。変更の場合あり)
2. 会 場 神奈川県行政書士会大会議室
3. 科 目 交通事故業務に関する諸問題
4. 講 師 行政書士 田後隆二(神奈川県)ほか
5. 資料代 1,000円
6. 申込先 ホームページ <http://www.ryu2net.com/jikoken/> をご覧になり、メールでお申し込みください。
7. その他 終了後、懇親会あり(会費3,000円程度、参加自由)

「交通事故実務研究会第210回研修会」

1. 日 時 2020年5月2日(土) 14:30～17:00(予定。変更の場合あり)
2. 会 場 神奈川県行政書士会大会議室
3. 科 目 交通事故業務に関する諸問題
4. 講 師 行政書士 田後隆二(神奈川県)ほか
5. 資料代 1,000円
6. 申込先 ホームページ <http://www.ryu2net.com/jikoken/> をご覧になり、メールでお申し込みください。
7. その他 終了後、懇親会あり(会費3,000円程度、参加自由)

～お願い～

*研修会の「科目」についてはタイトルのみの掲載となっています。
 字数は、一研修会につき、200字以内で、超過しないようお願いいたします。

「世界一周の船旅」に行って来ました！

磯子・金沢支部 新井克己

この度、私はピースボート主催の「地球一周の船旅」第101回クルーズに参加し、地球を一周してきました。私は10年前より一度はピースボートの「世界一周の船旅」に参加したいと強く思うようになり、何回か「世界一周の船旅」の説明会にも出席して気に入るコースが開催されるまで待っていましたが、今回参加した第101回クルーズのコースがとても気に入りました。

この船旅は4月20日（土）に横浜港を出航し西回りで五大大陸を回りながら、さまざまな国の21の寄港地に寄りながら、地球を一周し8月1日（木）に横浜港に帰港する104日間の船の旅でした。

また、今回の旅は特別に7月2日（火）に南太平洋上で皆既日食が観測出来るという“天体ショー”も組まれていて、当日は天気も良く生まれて始めて皆既日食をジックリと観ることが出来ました。

この旅ではスエズとパナマの2つの運河も通航し、下記に記載した各国の寄港地に寄り各地を観光し、その他に次の2つの「オーバーランドツアー」に参加して世界遺産の景観を楽しむことが出来ました。

またカメラに収めた珍しい景観の一部を5枚の写真で紹介しますのでどうぞご覧下さい。



ガラパゴス諸島のダーウィン研究所で飼育されている大きなゾウガメの群れ。



@イースタ島のアク・トンガリキ。島で最多の15体のモアイ像が立っている。

今回の船旅で停泊した主な国と寄港地

横浜出航⇒香港（中国）⇒シンガポール⇒ベナン島⇒アデン湾⇒スエズ運河⇒ギザ（エジプト）⇒サントリーニ島（ギリシャ）⇒ピレウス（ギリシャ）⇒カタニヤ（イタリア）⇒バレッタ（マルタ）⇒グラナダ（スペイン）⇒タンジェ（モロッコ）⇒ニューヨーク（アメリカ）⇒モンテゴベイ（ジャマイカ）⇒カルタヘナ（コロンビア）⇒クリストバル（パナマ）⇒パナマ運河⇒イースター島⇒日食観測（船上）⇒パペーテ（タヒチ）⇒ラウトカ（フィジー）⇒ブリスベン・ケアンズ（オーストラリア）⇒ラバウル（パプアニューギニア）⇒硫黄島⇒横浜帰港



船上で観測された最大皆既日食時の太陽の写真。（7月2日南太平洋にて）

私が参加した2つのオーバーランドツアーは次のツアーです

- (1) 世界自然遺産ガラパゴス諸島の見学ツアー（5/31日～6/7日 8日間）このツアーでは、サンタクルス島にある「チャールズ・ダーウィン研究所」を見学し飼育されている“ゾウガメ”を見て、また離島では海イグアナとその他珍しい動物&鳥類に会えました。
- (2) ウルル(=エアーズロック)とシドニー&ブリスベン観光(7/13日～7/18日 6日間)このツアーでは、オーストラリア大陸のほぼ中央にある世界最大級の一枚岩であるエアーズロック(=ウルル)と奇岩群のカタ・ジュタを見物しました。

- 以 上 -



@パペーテ（タヒチ）夜開催のお祭りでの原住民男性たちのダイナミックな踊り。



オーストラリア大陸のほぼ中央にある世界最大級の一枚岩であるエアーズロック。



ようこそ新人さん

当コーナーでは、この1～3ヶ月に入会された新人会員のご紹介をしています。

- ①入会日 ②事務所名 ③事務所所在地 ④電話 ⑤ファクス ⑥電子メール ⑦年齢 ⑧血液型 & 星座 ⑨ホームページ
⑩兼業 ⑪力をいれていきたい業務 ⑫好きな食べ物（飲み物）⑬お気に入りのリフレッシュ法 ⑭一言！（自己PR）

よしだ じゅんいち
吉田 淳一さん

- ① 令和元年9月15日
- ② 行政書士吉田淳一法律事務所
- ③ yoshida.ricchi1411@gmail.com
- ⑦ 62才
- ⑧ O型 しし座

こう はるか
孔 遥佳さん

- ① 令和元年10月2日
- ② 川崎駅前国際法務行政書士事務所
- ③ 川崎市川崎区砂子2-10-7
ルリエ川崎駅前406号
- ④ 044-210-1227
- ⑤ 044-223-3780
- ⑥ abcj.ko@gmail.com
- ⑩ 税理士
- ⑪ 国際業務・許認可業務
- ⑬ 外国人の方のために、役に立つことを尽くしたいです



あべ あきお
安部 明夫さん

- ① 令和元年10月2日
- ② 行政書士安部明夫事務所
- ③ 逗子市沼間3丁目4番18号
- ④ 046-897-7628
- ⑤ 046-872-3673
- ⑥ abeakio@office-abe1967.com



たけこし あつし
竹腰 敦志さん

- ① 令和元年10月2日
- ② たけこし行政書士事務所
- ③ 横浜市神奈川区松見町1丁目25番地5
パールハウス201号
- ④ 045-438-2190
- ⑤ 045-438-2191
- ⑥ take@110gyosei.com
- ⑦ 37才
- ⑧ B型 魚座
- ⑪ 内容証明書の作成、契約書の作成、クーリングオフ
- ⑫ ラーメン二郎
- ⑬ ボクシングジム/ムエタイジムに通うこと
- ⑭ 人々の権利利益を守る行政書士を目指してがんばります



いわた そういちろう
岩田 崇一郎さん

※ご本人の希望により、情報の掲載はございません。

あんざい のりこ
安齋 紀子さん

- ① 令和元年10月15日
- ② あかつき行政書士事務所
- ③ 厚木市水引2丁目8番31号
リラフォート102
- ⑧ B型
- ⑪ 信託、国際業務、建設業関係
- ⑫ ランニング等体を動かすこと
- ⑬ 前職の不動産会社でプッシュしていた家族信託と未知の世界ですが国際業務に力を入れていきたいと考えています。よろしくお願ひします。



このコーナーは、新入会員説明会への参加者のうち、掲載を希望された方をご紹介します。入会が一年未満で掲載ご希望の方は、①～⑭まで（すべてお答えいただかなくても結構です。）ご記入の上 gyosei@kana-gyosei.or.jp 宛にお送り下さい。



ふかわ しげゆき
府川 重之さん

- ① 令和元年10月15日
- ② 行政書士府川事務所
- ③ 小田原市栢山3148番地の8
- ④ 0465-46-7891
- ⑤ 0465-46-7891
- ⑧ O型 しし座

いちかわ だいすけ
市川 大輔さん

- ① 令和元年10月15日
- ② 行政書士市川事務所

かまた れいこ
鎌田 玲子さん

- ① 令和元年10月15日
- ② 行政書士法人横浜医療法務事務所
- ③ 横浜市中区本町二丁目22番地
京阪横浜ビル2階
- ④ 045-263-8694
- ⑤ 045-263-8695
- ⑥ kamata-r@med-ss.jp
- ⑧ O型 いて座
- ⑨ <http://www.med-ss.jp/>
- ⑪ 医療
- ⑫ 寿司、ビール
- ⑭ 直向きに頑張ります



きのした よういち
木下 洋一さん

- ① 令和元年10月15日
- ② 木下行政書士事務所
- ③ 横浜西区久保町30番地22号
ポートハイム西横浜603号室
- ④ 090-3401-5448
- ⑩ 「入管問題救援センター」代表
- ⑭ 入管改革の実現をライフワークに
しております。



えさき てるゆき
江崎 輝幸さん

- ① 令和元年11月1日
- ② 江崎行政書士事務所
- ③ 横浜市青葉区しらとり台51番地7
ライオンズガーデン青葉台108
- ④ 090-2537-0998
- ⑤ 045-515-0112
- ⑥ esaki.a.s.office@gmail.com



みずの たつや
水野 竜也さん

- ① 令和元年11月1日
- ② 行政書士オフィスユアサイド
- ③ 横浜市戸塚区深谷町623番地159
- ④ 090-8726-2261
- ⑧ O型 双子座
- ⑩ ホテルマン
- ⑪ 遺言・相続・後見・国際業務
- ⑫ カルボナーラ、肉
- ⑭ 皆様どうぞよろしくお願いたします。



いしまつ かずき
石松 一樹さん

- ① 令和元年11月1日
- ② 太陽国際法務行政書士事務所
- ③ 鎌倉市台5丁目4番34-601号
- ④ 0467-80-8241
- ⑤ 0467-80-8241
- ⑥ k-ishimatsu@sun-intl.jp
- ⑪ 申請取次業務、知的財産業務(著作権)、
行政不服申立
- ⑫ リンゴ、パパイア
- ⑬ 水泳、ガーデニング
- ⑭ ONE FOR ALL, ALL FOR ONE
沖縄会から転入してまいりました。



いとう まこと
伊藤 慎さん

- ① 令和元年11月15日
- ② 行政書士伊藤慎事務所
- ③ 相模原市南区大野台6-19-12
大野台クリニックビル2F
- ④ 090-2403-2201
- ⑪ 国際業務



かん みちあき
菅 倫明さん



- ② 行政書士菅倫明事務所
- ③ 鎌倉市今泉二丁目27番19号

かつまた たまこ
勝又 珠子さん

- ① 令和元年11月15日
- ② 行政書士勝又事務所
- ③ 横浜市金沢区柴町368番地
グランマーレ横浜・八景島S303号
- ④ 045-370-7732
- ⑥ asuka@xf7.so-net.ne.jp

わたなべ あきお
渡辺 明男さん

- ① 令和元年11月15日
- ② 行政書士渡辺総合法務事務所
- ③ 相模原市中央区相模原二丁目11番27号
- ④ 080-1246-2883
- ⑤ 042-707-9860
- ⑥ watanabe.sougouhoumu@gmail.com

いけや まもる
池谷 護さん

- ① 令和元年11月15日
- ② 池谷護行政書士事務所
- ③ 川崎市幸区下平間48番地
扇ビル1F
- ④ 044-544-6867
- ⑤ 044-522-7059
- ⑥ m.ikeya@tkcnf.or.jp
- ⑩ 税理士、宅地建物取引士
- ⑪ 遺言、遺産分割

会員の動き

(令和元年11月30日現在)

1 会員数3031名

2 異動状況

令和元年10月1日から11月30日まで

(1) 入会	21名
男	17名
女	4名
(2) 退会	10名
男	9名
女	1名

3 退会者

令和元年9月30日から11月29日まで

川崎北	支部	沖野 敦子	(R1.10.29)
横浜中央	支部	横田 英明	(R1.9.30)
戸塚	支部	小田原 孝明	(R1.11.29)
湘南	支部	三宅 克典	(R1.11.21)
小田原	支部	熊倉 勇蔵	(R1.11.20)
大和・綾瀬	支部	松ヶ根 仁	(R1.11.8)
海老名・座間	支部	佐藤 裕	(R1.9.30)

訃報

川崎南	支部	小谷野 嗣土	(R1.10.4)
-----	----	--------	-----------

4 入会者

(1) 令和元10月2日入会

川崎南	支部	孔 遥佳
鶴見・神港	支部	竹腰 敦志
横浜中央	支部	岩田 崇一郎
鎌倉	支部	安部 明夫

(2) 令和元10月15日入会

横浜中央	支部	鎌田 玲子
横浜中央	支部	木下 洋一
厚木	支部	安齋 紀子
平塚	支部	市川 大輔
小田原	支部	府川 重之

(3) 令和元11月1日入会

鶴見・神港	支部	佐保 宗伸
緑	支部	江崎 輝幸
横浜中央	支部	五十嵐 晴彦
戸塚	支部	水野 竜也
鎌倉	支部	石松 一樹

(4) 令和元11月15日入会

川崎南	支部	池谷 護
横浜中央	支部	金本 泰啓
磯子・金沢	支部	勝又 珠子
磯子・金沢	支部	大嶋 容市
鎌倉	支部	菅 倫明
相模原	支部	伊藤 慎
相模原	支部	渡辺 明男

事務局日誌

令和元年10月

日	曜	行 事
1	火	特定行政書士検討 WG 会議
2	水	
3	木	支部長会、入管無料相談会
4	金	研修部会、相談部会、業務種別名簿面接
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	正副会長会、部長会
10	木	綱紀委員会
11	金	行政書士フェスタ、苦情処理委員会、申請取次委員会
12	土	
13	日	
14	月	体育の日
15	火	
16	水	
17	木	第1回試験本部員会議、入管無料相談会
18	金	運輸警察部会、経理部会
19	土	自動車封印取付業務研修会
20	日	特定行政書士考査
21	月	ADR運営委員会
22	火	即位礼正殿の儀、建設環境部研修会
23	水	法規監察部会
24	木	正副会長会、理事会
25	金	広報部 HP 打ち合わせ
26	土	
27	日	
28	月	民事法務部研修会・ADR研修会
29	火	
30	水	登録証交付式、総務部主催研修会、総務部会、広報部会
31	木	第2回試験本部員会議、建設環境部会

令和元年11月

日	曜	行 事
1	金	企画部会、研修部会
2	土	
3	日	文化の日
4	月	振替休日
5	火	相談部会、国際部会
6	水	行政書士試験説明会
7	木	
8	金	入管実務研修会、賀詞交歓会打合せ
9	土	
10	日	行政書士試験
11	月	正副会長会、部長会
12	火	申請取次委員会
13	水	法規監察部会、選挙管理委員会
14	木	研修部来客対応
15	金	中間監査
16	土	
17	日	
18	月	風営許可申請研修会
19	火	
20	水	綱紀委員会
21	木	新入会員実務研修会、民事法務部会
22	金	新入会員実務研修会
23	土	勤労感謝の日
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	正副会長会、理事会
28	木	登録証交付式、総務部主催研修会、総務部会、広報部会、建設環境部会
29	金	
30	土	ADR (大)

会報原稿の
受付について

会報原稿の締め切りについて

第261号 令和2年2月15日(令和2年3月末発行予定)

会報に関する経費節約および省力化の推進にともない、会報原稿の受付は可能な限り、電子データ(word等のファイル)にてお願い致します。表紙の写真も募集中です。

文→電子データをメールにて受付

写真→電子データをメールあるいはプリント済の写真を郵送等にて受付

(投稿いただきました写真については原則として返却いたしません。)

尚、「支部だより」に関しては、各支部1ページ以内(写真も含む)のご投稿でお願い致します。

電子メールでの受付先 gyosei@kana-gyosei.or.jp(本会事務局)

～業務に関する情報・論文の投稿お待ちしております～

電子メールで原稿を送られた方は、数日中に返信メールがあります。返信がない時は、必ずメールが届いていることの確認を事務局にして頂くようお願い致します。

編集 後記

SDGs(持続可能な開発目標)の社会的な周知が図られる中で企業・団体等の社会的責任は今まで以上に多様性が求められる、ビジネス手法で社会的課題を解決するミッションは一段の高まりを見せています。この流れに日行連、本会の事業も、そして行政書士自身の活動も無縁であることはできません。私たちの事業・活動をソーシャルビジネスの観点から捉え返し、かような文脈から今般の行政書士法の一部改正について理解をしておくことも必要であると思えてなりません。

昨年の暮れに、社会をもっとよくする世界のアイデアマガジンIDEA FOR GOODが主催する「アジア一幸せな国ベトナムの社会起業家と、本当の「豊かさ」を考える旅 in ハノイ」3泊4日に参加することができ、以下のような現地事業者との交流を図ることができましたので、この欄をお借りして、若干たりとも紹介させていただきたく存じます。

フォーブス誌がベトナムで最も影響力のある女性20人のひとりを選んだ社会企業最大の支援組織代表との面会を皮切りに、視覚障害者、少数民族を雇用し、自立支援トレーニングを行うマッサージパヤストリートチルドレン等、教育の受けられない若者を無償で職業訓練をするエスニックレストラン、ハンディキャップを持った子どもの描いた絵をデザインに取り入れたフェミニンな雑貨店、山岳地に住む少数民族の職人たちの伝統工芸にモダンでスタイリッシュなデザインを掛け合わせるエシカルなスローファッションデザイナーショップ等、ベトナム人事業者から直接のレクチャーを受け、じっくりと店舗を視察し、レストランでは会食も楽しみました。商

品サービスの質とお洒落感、デリシャスさは東京でも十二分に通用するものでした。

IT業界出身の日本人夫婦が経営するビザレストランは、「Edutainment(エデュテインメント、楽しみながら学ぶ)をコンセプトに子どもたちが苗植えにも参加できるアーバンファームを備え、ハノイ4店、ホーチミン8店まで拡大し、オーガニック野菜と自家製のチーズを使ったビザが大人気、連日満席となっているようで会食しながら実感できるものでした。その店舗設計デザインを担う日本人建築家は、世界が注目する農業幼稚園を始め、東南アジア各地でサステナブルな建築を手掛けるなどベトナムでの活躍の実態についても伺いできる機会を得ました。ベトナムでの成功を是非、日本でも活かしてほしいと心底思いました。

一方では、都市部から離れた里山ホアビンにて地元の職人の手ほどきを受けた紙づくりを体験し、手作りの料理を味わいながら少数民族の生活の一端にも触れることができました。

出会うベトナムの社会起業家の様な笑顔にはとても魅入られました。それ以上に同行したIDEA FOR GOOD編集部を始めとしたツアー一行のメンバーのすばらしさでした。ソーシャルビジネスには人へも、ものに対しても優しい眼差しが不可欠です。

一度、ここを<https://ideasforgood.jp/>をクリックされて、お目通しいただければ幸甚に存じます。部としてもIDEA FOR GOODとの連携が更に図られるよう模索したいと思います。ご賛同者のご支援を期待しております。

広報部長 荒木克成

行政書士かながわ
第260号
令和2年1月31日発行

発行人/田後隆二

広報部/荒木克成(編集長)、那住史郎、齋藤秀吉、星野涼子、庄司句子、森由香子、三輪かほる

政連だより責任者/広報委員長 岡本祐樹

かなざばり責任者/広報渉外委員長 瀧口幹子

今月の表紙/関東地方協議会(写真上)、お正月の由比ガ浜(写真下)

発行所/神奈川県行政書士会

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F TEL.045-641-0739 FAX.045-664-5027

印刷所/港北出版印刷株式会社 TEL.03-5466-2201 FAX.03-5466-2235

行政書士は、みなさんの毎日の暮らしに役立つ
行政手続のスペシャリストです。



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

2月22日は、
行政書士
記念日です。

記念日
の由来

昭和26年2月22日に「行政書士法」が公布されました。日行連では「行政書士の自覚と誇りを促し、制度の普及を図る」との目的を達成するのに相応しい日として、この日を「行政書士記念日」と定めています。



日本行政書士会連合会

www.gyosei.or.jp

日行連

